

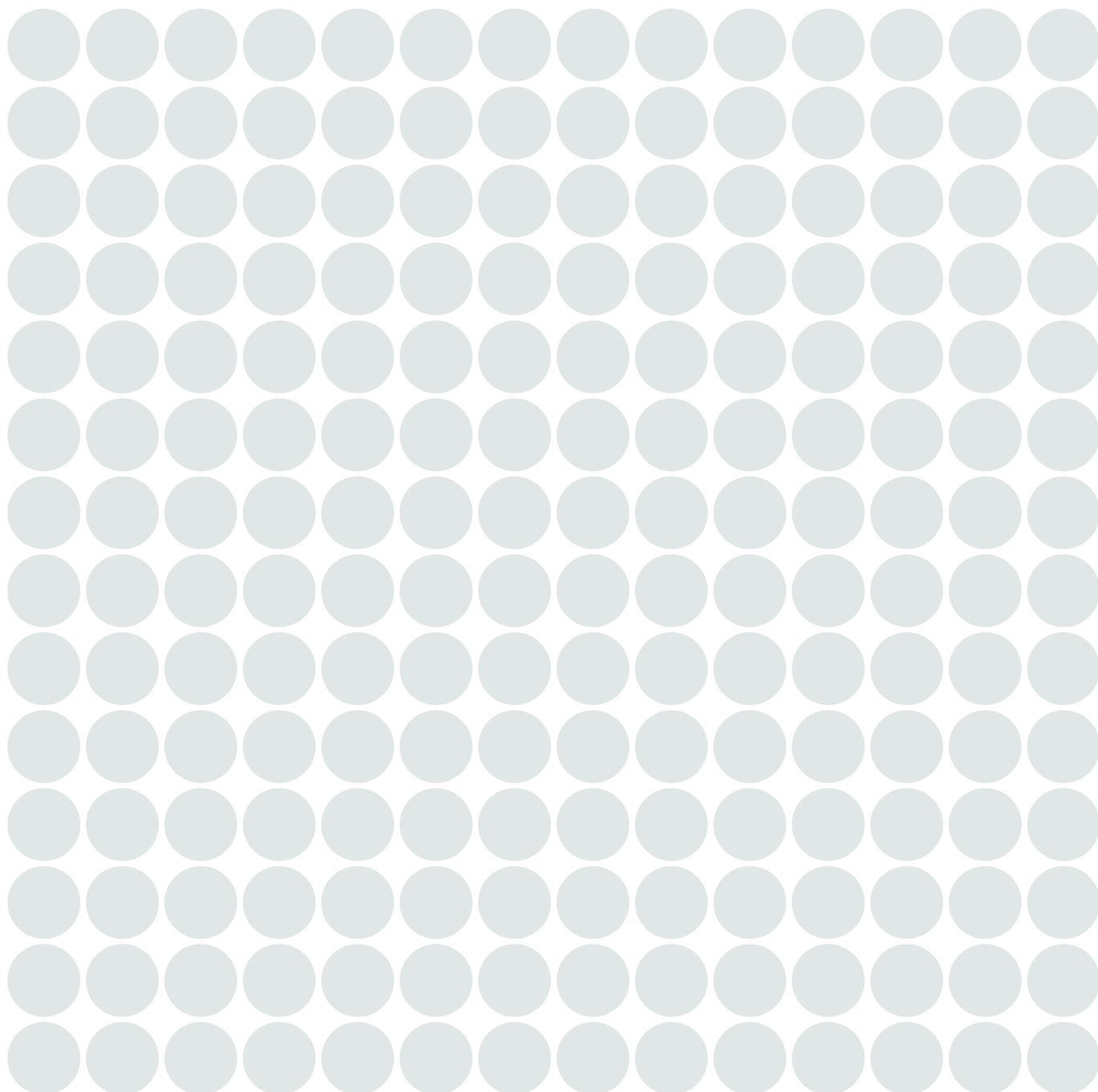
IP14-N01

2014年7月新設



ご契約のしおり・約款 収入保障保険プレミアム

無解約払戻金型収入保障保険(非喫煙優良体型)
無解約払戻金型収入保障保険(標準体型)



目 次

この度は、当社商品をお選びいただきありがとうございます。
この冊子は、「ご契約のしおり」と「約款」に分かれており、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。
必ずご一読いただき、保険証券とともに大切に保管してください。

ご契約のしおり

・ 目的別もくじ	1
1 主な保険用語のご説明	3
2 お知らせとお願い	5
1 ご契約の締結と生命保険募集人について	5
2 申込書・告知書のご記入について	5
3 ご契約内容の確認等について	6
4 お申込みの撤回またはご契約の解除について（クーリング・オフ制度）	6
5 現在のご契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約の お申込みをご検討されている方へ	7
6 年金月額等が削減される場合について	7
7 収入保障年金受取人・指定代理請求人について	7
8 被保険者の同意について	8
3 無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）・無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）の特長としくみ	9
1 特 長	9
2 し く み	10
3 保険料の払込みの免除について	11
4 特約について	11
・ Q & A	14

4	ご契約に際しての大切なことから	15
1	告知義務について	15
2	告知義務違反について	16
3	責任開始期前に疾病・傷害等が生じている場合について	17
4	保障の開始時期（責任開始期）について	17
5	年金等のお支払いについて	18
1	年金等の請求手続きについて	18
2	指定代理請求制度について	20
3	年金等をお支払いできない場合	21
4	年金支払等の際の保険料精算について	26
6	保険料について	28
1	保険料の払込方法について	28
2	保険料の払込猶予期間とご契約の失効について	30
7	ご契約後について	31
1	ご契約の復活について	31
2	ご契約の解約について	31
3	年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて	32
4	ご契約者以外の者による解約の効力について	33
5	受取人の変更について	33
6	受取人が死亡された場合について	34
7	税法上のお取扱いについて	35
8	管轄裁判所について	37
9	被保険者によるご契約者への解約の請求について	37
8	チューリッヒ生命からのお願い	38
1	受取人・住所などの変更にともなう諸手続きについて	38
9	その他生命保険に関するお知らせ	41
1	個人情報のお取扱いについて	41
2	他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について	43
3	「生命保険契約者保護機構」について	45
	・お問合せおよび苦情・相談窓口	48

約 款

1 無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）普通保険約款	50
2 無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）普通保険約款	63
3 ストレス性疾病保障付就業不能保障特約	76
4 3大疾病保険料払込免除特約	85
5 リビング・ニース特約	88
6 指定代理請求特約	95
7 口座振替特約	99
8 クレジットカード支払特約	101
（別表）	103

目的別もくじ

次のような場合には、下記のページをご覧ください。

こんなときは

このページをご覧ください

加入時に注意しておくことを
知りたい



- 4**-1 告知義務について ————— 15
4-2 告知義務違反について ————— 16

申込を撤回したい（クーリン
グ・オフについて知りたい）



- 2**-4 クーリング・オフ制度 ————— 6

保険用語がわからない



- 1** 主な保険用語のご説明 ————— 3

どんな時に年金等が支払われ
るのか知りたい



- 3** 無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）・
無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）の特長としくみ — 9

いつから保障が開始するか知り
たい



- 4**-4 保障の開始時期について ————— 17

保険料の払込方法について知り
たい



- 6**-1 保険料の払込方法について ————— 28

保険料の振替口座を変更したい



- 6**-1 保険料の払込方法について ————— 28

保険料の口座振替ができなかつ
たらどうなるの？



- 6**-2 保険料の払込猶予期間と
ご契約の失効について ————— 30

こんなときは

このページをご覧ください

保険契約を解約したい



7-2 ご契約の解約について ————— 31

効力を失った保険契約をもとに戻したい



7-1 ご契約の復活について ————— 31

年金等を請求したい



5-1 年金等の請求手続きについて ——— 18

生命保険にかかわる税金について知りたい



7-7 税法上のお取扱いについて ————— 35

年金等が受け取れないケースを知りたい



5-3 年金等をお支払いできない場合 ——— 21

指定代理請求について知りたい



5-2 指定代理請求制度について ————— 20

住所を変更したい



8 チューリッヒ生命からのお願い ————— 38

1 主な保険用語のご説明

「ご契約のしおり」をお読みいただく際にご活用ください。

か	会社	当社（チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）のことを指します。
	解約払戻金	ご契約が解約された場合などにご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
け	契約応当日	ご契約後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことをいいます。例えば、月単位あるいは半年単位の応当日といったときは、それぞれ各月、半年ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
	契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料支払義務など）を持つ人のことをいいます。
	契約年齢	ご契約日における被保険者の年齢のことをいい、当社では満年齢を使用しています。 （例）24歳7ヶ月の被保険者の契約年齢は24歳となります。
	契約日	通常は保障の開始の日をいい、保険期間などの計算の基準日となります。ただし、保険料の払込方法（経路）によっては、契約日と保障の開始の日が異なる場合があります。
こ	高度障害年金	保険期間中に、所定の高度障害状態になられた場合、保険期間満了日まで毎月お支払いするお金のことをいいます。
	告知義務	ご契約者と被保険者には、ご契約のお申込みをされるときなどに、ご健康状態やご職業、過去の病歴など当社がおたずねする重要なことから（告知事項）についてありのままを報告していただく義務があり、この義務のことをいいます。
	告知義務違反	当社がおたずねした重要なことから（告知事項）について、ご報告いただけなかったり、故意に事実を曲げて報告されることをいいます。この場合、当社はご契約を解除し、その効力を消滅させることができます。
し	失効	払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。
	指定代理請求人	年金等について、受取人と被保険者が同一で、受取人が年金等を請求できない特別な事情があるときに、その代理人として、その年金等を請求することができる人のことをいいます。ご契約者が被保険者の同意を得て指定することができます。
	収入保障年金	保険期間中に、死亡された場合、保険期間満了日まで毎月お支払いするお金のことをいいます。
	収入保障年金受取人	ご契約者が指定した収入保障年金を受け取る人のことをいいます。
	主契約	約款のうち、「普通保険約款」に記載されている契約内容のことをいいます。
	診査	勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法、人間ドック等の結果にもとづく方法があります。

せ	責任開始期（日）	当社がご契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
	責任準備金	将来の年金などをお支払いするために保険料のなかから積立てるものをいいます。
た	第1回保険料充当金（相当額）	ご契約お申込時にお払込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
と	特約	主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料払込方法（経路）など主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものをいいます。
ね	年金月額	被保険者が約款に定めるお支払事由に該当されたときに、保険期間満了日まで毎月お支払いするお金の額をいいます。
は	払込期月	保険料を払込むべき月のことをいいます。契約応当日の属する月の初日から末日までをいい、年払の場合は1年ごとに、月払の場合は毎月あります。
ひ	被保険者	生命保険の対象として保険（保障）がかけられている人のことをいいます。
ふ	復活	失効したご契約の効力をもとの状態に戻すことをいいます。
ほ	保険期間	ご契約が有効な期間をいいます。一定期間で、〇歳までと定め、その年齢になられてから最初に迎える年単位の契約応当日の前日が満了日になります。
	保険証券	ご契約の年金月額、保険期間などご契約の内容を具体的に記載したもののことをいいます。
	保険年度	ご契約日からその日を含めて1年間を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度…というように保険年度を定めます。
	保険料	ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
	保険料期間	年払の場合、年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日までの期間、月払の場合、月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日までの期間をいいます。
や	約款	ご契約についてのとりきめを記載したもので、「普通保険約款」と「特約条項」があります。
ゆ	有効性確認日	クレジットカードが有効かつ利用限度内であること等を確認できた日をいい、告知前にクレジットカードの有効性等の確認をしたときは、告知のあった日をいいます。

2 お知らせとお願い

1 ご契約の締結と生命保険募集人について

①保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人（代理店等をいいます。以下同じ。）が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して生命保険募集人が承諾すれば、保険契約は有効に成立します。

②生命保険募集人について

- ・当社の担当者（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。
- ・したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則として、ご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続き例）

・ ご契約の復活 ・ ・ ・ など

2 申込書・告知書のご記入について

①申込書・告知書は、ご契約者（被保険者欄・告知欄は被保険者）ご自身で、正確にご記入ください。

②記入内容を十分お確かめのうえで、ご自身で署名・捺印願います。

③健康状態などをありのままに正しく告知してください。

（詳しくは「**4**-1 告知義務について」 p 15参照）

3 ご契約内容の確認等について

①「保険証券」と「告知書の写し」をご確認ください。

- ・ご契約が成立しますと、「保険証券」と「告知書の写し」をご契約者にお送りします。
- ・保険証券記載の契約日、保障内容等を必ずご確認ください。
- ・保険証券とお申込内容が違っている場合や、お申込みの際の告知に追加・訂正がある場合には、**カスタマーケアセンター（p 48参照）**へお知らせください。
- ・保険証券等は、ご契約上のお手続きに必要となりますので大切に保管ください。

②契約確認について

- ・当社社員（または当社で委託した者）が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込内容や告知内容のご確認のためにご契約者・被保険者に電話や訪問をさせていただくことがあります。

4 お申込みの撤回またはご契約の解除について (クーリング・オフ制度)

- ・ご契約の申込日または「お申込みの撤回等に関する事項を記載した書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて**31日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
- ・お申込みの撤回等があった場合は、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
- ・なお、ご契約成立後に契約内容を変更（年金月額の変更、特約の中途付加等）される場合には、お申込みの撤回等のお取扱いはできません。

(お申出方法)

- ◆ お申込みの撤回等は、必ず郵便により、上記期限内（31日以内の消印有効）に当社までご郵送ください。
- ◆ この場合、書面にはご契約者の氏名、生年月日、住所、電話番号、保険種類、証券番号およびお申込みの撤回等をする旨をご記入のうえ、申込書に押印したものと同一印鑑を押印してください。

チューリッヒ生命のあて先：

〒182-0026東京都調布市小島町1-32-2京王調布小島町ビル

チューリッヒ生命 契約サービス部 クーリング・オフ係

5 現在のご契約を解約・減額することを前提に、 新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- ◆ 多くの場合、解約払戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額となります。
(詳しくは「**7**-2 ご契約の解約について」 p 31 参照)
- ◆ 現在ご加入のご契約を解約された場合、新たなご契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- ◆ 新たにお申込みのご契約について、被保険者の健康状態等によってはお引受けできない場合があります。(詳しくは「**4**-1 告知義務について」 p 15 参照)

6 年金額等が削減される場合について

(詳しくは「**9**-3 「生命保険契約者保護機構」について」 p 45参照)

- ・ 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・ 当社は、「生命保険契約者保護機構」に加入しています。「生命保険契約者保護機構」の会員である生命保険会社が経営破たん陥った場合、「生命保険契約者保護機構」により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約条件の変更が行われる可能性があり、お受取りになる保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- ・ なお、詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

7 収入保障年金受取人・指定代理請求人について

(詳しくは「**5**-2 指定代理請求制度について」 p 20参照)

- ・ 年金等の円滑なご請求のためにも、ご契約者から年金等の受取人・指定代理請求人の方へ、事前に契約内容についてご説明ください。

8 被保険者の同意について

- ・ ご契約のお申込み時には、ご契約者とともに、保障の対象となる被保険者に告知内容やご契約内容等について予めご同意いただく必要があります。
- ・ 保険期間中、次の場合についても、被保険者のご同意が必要となりますのでご了承ください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">◆ 年金等の受取人の変更◆ ご契約の復活 ・・・など |
|---|

3

無解約払戻金型収入保障保険(非喫煙優良体型)・ 無解約払戻金型収入保障保険(標準体型)の特長としくみ

1 特 長

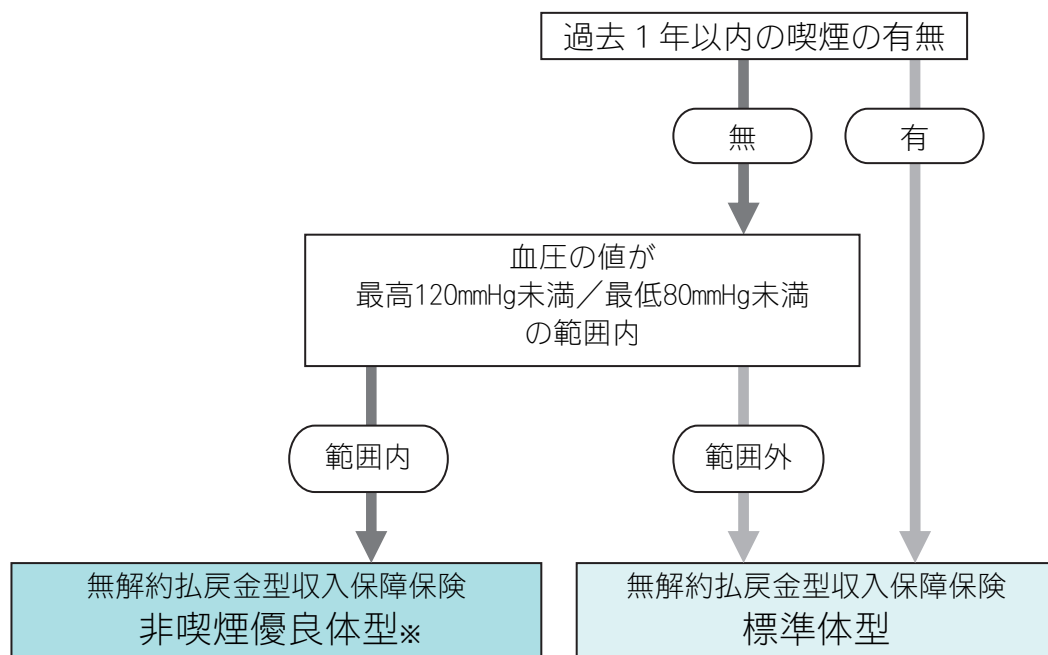
●無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型／標準体型）

- ・被保険者が万一の場合や高度障害状態となられた場合、保険期間満了日まで毎月、所定の年金月額を支払う保険です。
- ・この保険には満期保険金はありません。
- ・ストレス性疾病保障付就業不能保障特約、3大疾病保険料払込免除特約等を付加することができます。

●「非喫煙優良体型」と「標準体型」について

- ・この保険の保険料率には「非喫煙優良体保険料率」と「標準体保険料率」の2種類があり、いずれかの保険料率が適用されます。この保険では、それぞれの保険料率が適用されたものを「非喫煙優良体型」または「標準体型」と呼びます。
- ・過去1年以内の「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」などの資料をご提出いただき、過去1年以内の喫煙の有無と血圧などの健康状態が当社所定の範囲内であった場合は、「標準体保険料率」よりも割安の「非喫煙優良体保険料率」でお申込みいただくことが可能です。

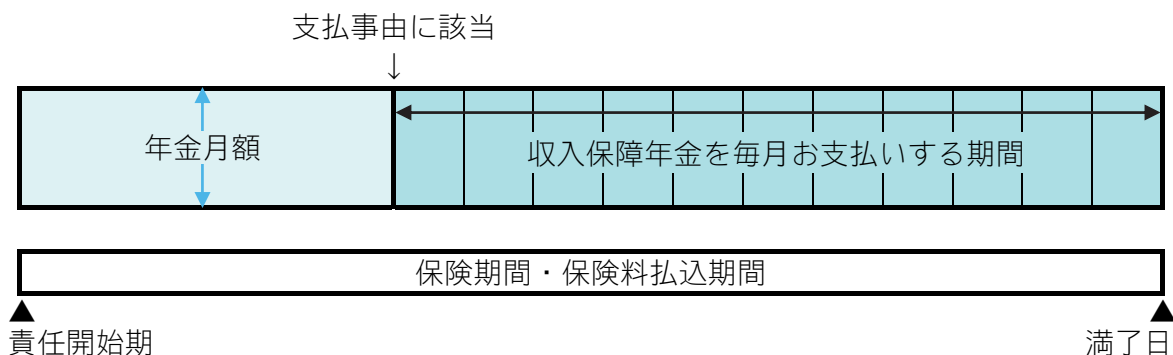
無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型/標準体型）は、過去1年以内の喫煙の有無と血圧等の健康状態によって、2つの型（保険料率）が設定されています。



※「非喫煙優良体型」にお申込みを希望された場合、喫煙に関する簡単な検査をさせていただきます。（唾液によるコチニン検査（コチニン含有量テスト）を行っていただきます。）

※「非喫煙優良体型」は、たばこを吸わない方が対象となります。喫煙の有無はコチニン検査（唾液によるコチニン検査（コチニン含有量テスト））にて判定します。
 ※告知内容やご提出いただいた「健康診断結果」または「人間ドックの検査結果」の内容によってはご希望の保険料率でお引受けできない場合があります。

2 しゅくみ



- ・保険期間中に、死亡または所定の高度障害状態になられた場合、保険期間満了日まで毎月、所定の金額の年金をお支払いします。
- ・毎月の年金にかえて、年金の全額または一部の一時支払を選択することができます。

年金の種類	お支払事由	お支払額	受取人
収入保障年金	被保険者が、保険期間中に死亡されたとき	年金月額	収入保障年金受取人
高度障害年金	被保険者が、責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で、保険期間中に所定の高度障害状態に該当されたとき	年金月額	被保険者

※高度障害状態については、詳しくは約款別表3対象となる高度障害状態（p106）をご覧ください。なお、高度障害年金をお支払いした場合には、所定の高度障害状態に該当されたときからご契約は消滅します。

年金支払保証期間

- ・主契約のお支払事由に該当したときから、保険期間満了日までの期間が「年金支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日にかかわらず、「年金支払保証期間」にわたって年金をお支払いします。

3 保険料の払込みの免除について

- ・被保険者が、不慮の事故（約款別表 2対象となる不慮の事故（p105）参照）による傷害を直接の原因としてその事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害状態（約款別表 4対象となる身体障害の状態（p106）参照）になられたときは、その後の保険料のお払込みは免除となります。
- ・次のいずれかによって所定の身体障害の状態に該当したときは、保険料のお払込みは免除しません。

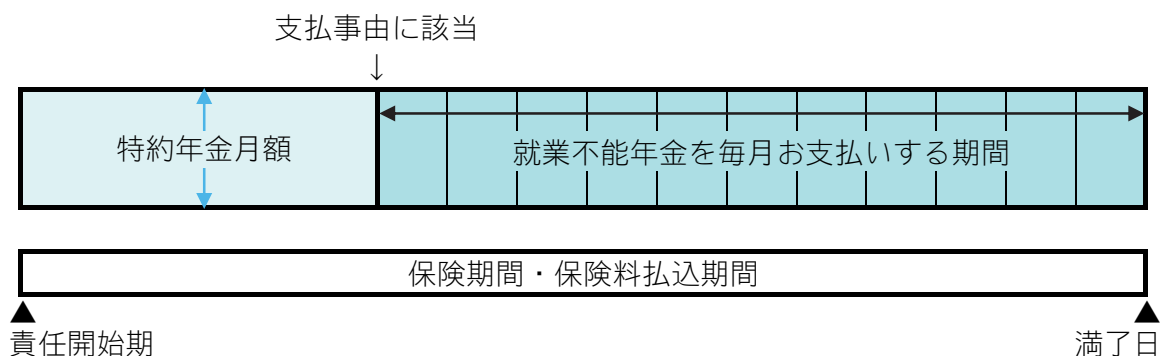
- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

※「戦争その他の変乱」または「地震、噴火または津波」により所定の身体障害状態（約款別表 4対象となる身体障害の状態（p106）参照）になられた場合、該当する被保険者の数によっては、保険料の一部または全額についてそのお払込みを免除しないことがあります。

4 特約について

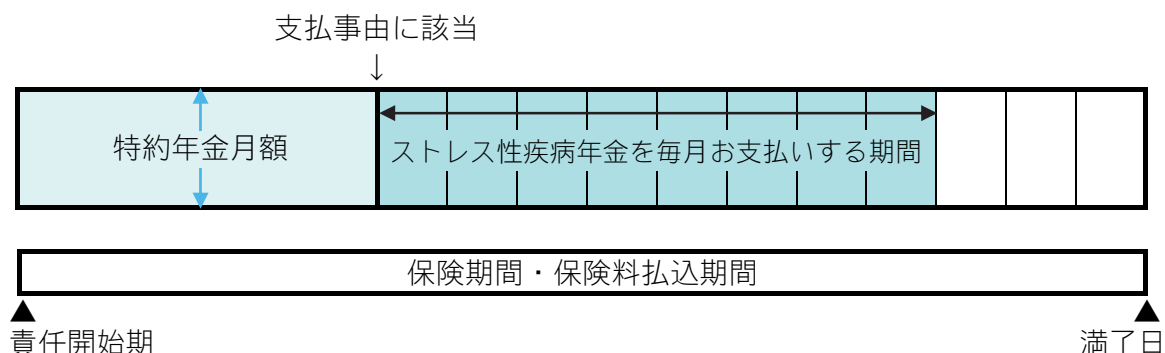
ストレス性疾病保障付就業不能保障特約

（就業不能年金）



- ・主契約のお支払事由に該当した場合には、就業不能年金はお支払いしません。

(ストレス性疾病年金)



- ・ストレス性疾病年金をお支払いする期間は、契約時に定めます（１年間または２年間）。
- ・主契約または就業不能年金の支払事由に該当した場合には、ストレス性疾病年金はお支払いしません。
- ・ストレス性疾病年金の支払開始後は、新たにストレス性疾病年金の支払事由に該当した場合でも、ストレス性疾病年金をお支払いする期間は延長されません。また、ストレス性疾病年金の支払が終了した後は、ストレス性疾病年金の支払事由に該当しても、ストレス性疾病年金はお支払いしません。
- ・第１回ストレス性疾病年金の支払事由に該当後は、ストレス性疾病年金の部分を除いた保険料に変更します。

年金の種類	お支払事由	お支払額	受取人
就業不能年金	被保険者が、５疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変および慢性腎不全をいいます。）により所定の就業不能状態に該当し、かつ、その就業不能状態が該当した日を含めて60日をこえて継続したと診断されたとき、または不慮の事故による傷害を原因として所定の障害状態に該当されたとき	特約年金月額	被 保 険 者
ストレス性疾病年金	被保険者が、所定のストレス性疾病により入院し、かつ、その入院が不担保期間をこえたとき	特約年金月額	被 保 険 者

※悪性新生物については、詳しくは約款別表55対象となる悪性新生物（p 111）をご覧ください。

なお、上皮内新生物は対象になりません。また、責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合（90日以内に診断確定された場合の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）は、対象となりません。

※急性心筋梗塞については、詳しくは約款別表49対象となる急性心筋梗塞（p 108）をご覧ください。

※脳卒中については、詳しくは約款別表50対象となる脳卒中（p 109）をご覧ください。

※肝硬変については、詳しくは約款別表52対象となる肝硬変（p 109）をご覧ください。

※慢性腎不全については、詳しくは約款別表53対象となる慢性腎不全（p 109）をご覧ください。

※障害状態については、詳しくは約款別表4対象となる身体障害の状態（p 106）をご覧ください。

※所定の就業不能状態とは、５疾病の治療を目的として、入院している状態、または５疾病により、

医師の指示を受けて自宅等で療養しており、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態をいいます。ただし、死亡した後および疾病が治癒した後は、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。

※ストレス性疾病については、詳しくは約款別表47対象となるストレス性疾病（p 108）をご覧ください。ストレス性疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床状況、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。

生存支払保証期間

- ・主契約の支払事由に該当しない限り、就業不能年金のお支払事由に該当したときから、保険期間満了日までの期間が「生存支払保証期間」に満たない場合には、保険期間満了日にかかわらず、「生存支払保証期間」にわたって年金をお支払いします。

3 大疾病保険料払込免除特約

- ・悪性新生物と診断、または急性心筋梗塞・脳卒中で入院されたら、以後の保険料の払込みは必要ありません。

※悪性新生物については、詳しくは約款別表55対象となる悪性新生物（p 111）をご覧ください。
なお、上皮内新生物は対象になりません。また、責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合（90日以内に診断確定された場合の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）は、保険料の払込みを免除できません。

※急性心筋梗塞については、詳しくは約款別表49対象となる急性心筋梗塞（p 108）をご覧ください。

※脳卒中については、詳しくは約款別表50対象となる脳卒中（p 109）をご覧ください。

リビング・ニース特約

- ・被保険者の余命が6ヶ月以内と判断される場合に、主契約の被保険者にこの特約の保険金（以下「特約保険金」）をお支払いします。そのため、ご存命のうちに保険金を活用することができます。
- ・特約保険金のご請求（指定保険金額）は、主契約の収入保障年金の未支払分の現価相当額以内、かつ他の保険契約と合算して3,000万円以内で必要額をご指定ください。
- ・特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、特約保険金の請求日から6ヶ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引きます。
- ・主契約の収入保障年金の未支払分の現価相当額の全部が指定され、特約保険金をお支払いしたときは、請求日にさかのぼって保険契約は消滅します。また、収入保障年金の未支払分の現価相当額の一部が指定され、特約保険金をお支払いしたときは、指定された金額分だけ請求日にさかのぼって減額されたものとします。
- ・この特約については、保険料のお払込みは必要ありません。

Q & A

Q 年金等を請求する時に受取人の変更はできるの？

A 受取人の変更は、被保険者の同意を得て、当社に通知いただくことにより保険期間中であればいつでも変更できます。

ただし、受取人の変更に際しては必要書類（p 40参照）を提出していただく必要があります。この必要書類の到着をもって当社は受取人変更の手続きを行い、受取人変更日以後にお支払事由が発生した年金等を新受取人へお支払いすることとなります。したがって、受取人変更日前にお支払事由が発生した年金等については、変更前の受取人にお支払いします。

受取人変更を希望される場合には、お早めにカスタマーケアセンター（p 48参照）までお申出ください。

4 ご契約に際しての大切なことから

1 告知義務について

- ◆ ご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからについておたずねいたします。
- ◆ ご契約に際して、ご契約者や被保険者には、健康状態やご職業などについて、事実をありのままに告知していただく義務があります。

①告知の重要性について

生命保険は多数の人々が保険料を出しあって相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険の高い職業に従事している方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公正性が保たれません。

②告知の方法について

- ・ ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、ご職業等について「告知書」で当社がおたずねすることからについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- ・ 告知書にご記入いただく事項は、当社がご契約をお引受けするかどうかを決めるための重要なことからですので、書面でお伺いすることになっております。
- ・ 告知書にあわせて健康診断結果または人間ドックの検査結果の写しをご提出いただきます。（一部契約を除きます。）
- ・ なお、傷病歴がある場合でも、その内容やご加入される保障内容によってはお引受けすることがあります。（お引受けできないこともあります。）

③告知受領権について

- ・ 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。以下同じ。）および当社社員には告知受領権がないため、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

◎ご注意ください！

- ・ 生命保険募集人や当社社員に口頭でお話しされただけでは告知していただいたことになりません。
- ・ 健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方は、ご契約をお引受けできない場合もあります。

2 告知義務違反について

- ◆ 告知していただいた内容が事実と相違する場合、ご契約または特約を解除させていただき、年金等をお支払いできないことがあります。

①告知義務違反による保険契約の解除

- ・告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日（復活日を含みます。以下同じ。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約等を解除することがあります。
- ・責任開始日から2年を経過していても、年金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が責任開始日から2年以内に生じていたときはご契約等を解除することがあります。
- ・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約等を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約等を解除することができます。

②年金等をお支払いできないことがあります。

- ・当社が保険契約を解除した場合には、たとえ年金等のお支払事由が生じていても、これをお支払いしません。また、保険料のお払込免除事由が生じていても、保険料のお払込みを免除しません。
- ・ただし、「年金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。

③ご契約を解除した場合、解約払戻金があれば、その金額をご契約者にお支払いします。

④上記の告知義務違反によりご契約等を解除させていただく以外にも、ご契約の締結状況等により、年金等をお支払いできないことがあります。

（詳しくは5-3「③重大事由による解除の場合、⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合」p 21、23参照）

- ◆ 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

- ・一般の契約と同様に告知義務があります。
- ・新たなご契約の責任開始期から告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・したがって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

3 責任開始期前に疾病・傷害等が生じている場合について

(詳しくは5-3「②責任開始期前の傷害・疾病を原因とする場合」p21参照)

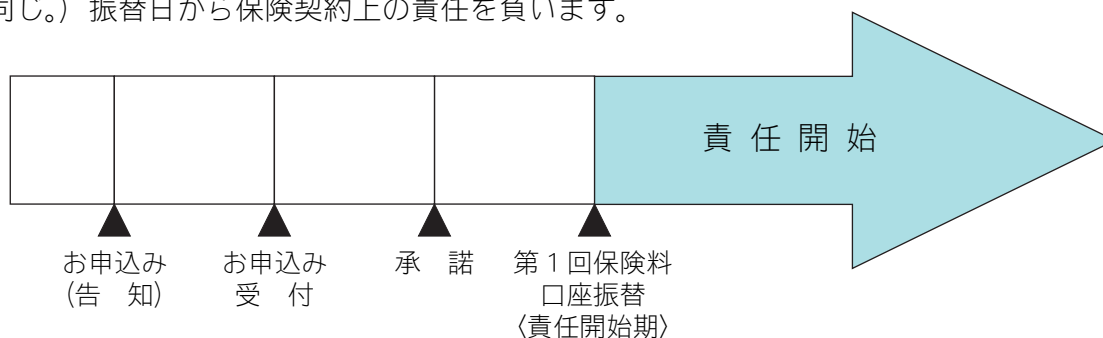
高度障害年金などについては、責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故等を原因とする場合には、年金等はお支払いしない規定を設けています。

4 保障の開始時期（責任開始期）について

- ◆ 当社がご契約の引受けを承諾した場合は、第1回保険料のお払込みおよび告知がともに完了した時から保険契約上の責任を開始します。

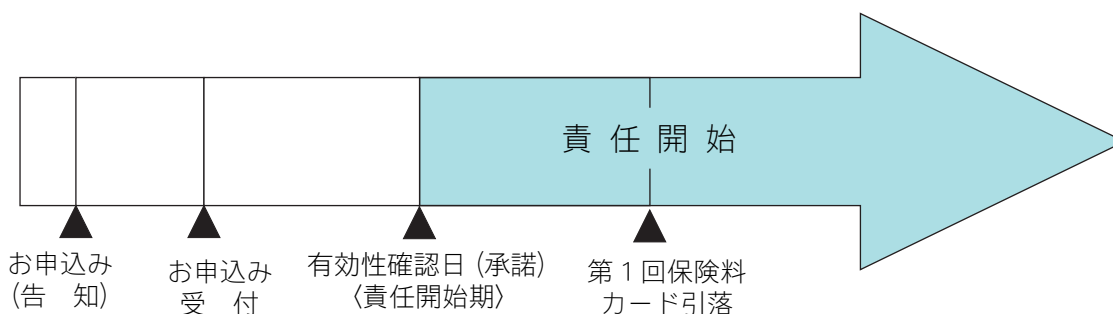
① 口座振替の場合（口座振替特約付加）

第1回保険料を口座振替によりお払込みいただく場合には、お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾後、第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）振替日から保険契約上の責任を負います。



② クレジットカードの場合（クレジットカード支払特約付加）

- ・ 第1回保険料をクレジットカードによりお払込みいただく場合には、当社はクレジットカードが有効かつ利用限度内であること等を確認できた日（告知前にクレジットカードの有効性等の確認をしたときは、告知の時。以下「有効性確認日」といいます。）に第1回保険料を払込んでいただいたものとし、その日から保険契約上の責任を負います。
- ・ 責任開始期（有効性確認日）は、保険証券にてご確認ください。



5 年金等のお支払いについて

1 年金等の請求手続きについて

- ◆ 年金等の請求事由が生じましたら、すみやかに年金等のお支払い手続き専用フリーダイヤル（p 48参照）へご連絡ください。

① 亡くなられたとき、入院等をされたとき、就業不能状態となられたとき

お手元に保険証券をご準備いただき、ご連絡いただく前に以下をご確認ください。

被保険者が入院等をされたとき、 就業不能状態となられたとき	被保険者が亡くなられたとき
○証券番号 ○ご契約者名、被保険者名 ○請求理由（病気、交通事故、その他の事故等） ○請求内容（入院等） ○受傷日・発病日 ○入院日・退院日 など	○証券番号 ○亡くなられた方（被保険者）の氏名 ○亡くなられた日 ○死亡理由（病気、交通事故、その他の事故等） ○受取人の氏名（被保険者との続柄）・連絡先 ○申出人の氏名（被保険者・受取人との続柄）・連絡先 ○亡くなられる前の入院等の有無 など



② 当社へ請求のご連絡をください。

- ・年金等のお支払い手続き専用フリーダイヤル（p 48参照）へご連絡ください。
- ・ご請求にあたって、お取揃えが必要な書類等の詳しい説明をさせていただきます。
- ・ご請求に必要な書類等を郵送いたします。（詳しくは「必要書類一覧」 p 38参照）



③ 請求書・診断書等の必要書類をご提出ください。

- ・当社より郵送された必要書類に必要事項をご自身でご記入ください。
- ・ご案内した書類をお取揃えいただき、必要書類とともにご提出ください。





④当社にて書類内容を確認し、年金等をお支払いします。

- ・必要書類の不備や記載内容の不明点がなく、事実確認を要さない場合には、当社に請求書類が到着した日（注）から **5営業日以内**にお支払いします。
- ・ただし、次のような年金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、当社に請求書類が到着した日（注）から **45日以内**にお支払いします。

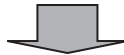
（注）「当社に請求書類が到着した日」とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

- ◆ 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
- ◆ 年金等の免責事由に該当する可能性がある場合
- ◆ 告知義務違反、重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合

※なお、医師等への事実の確認に時間を要するなどの理由で45日を経過する場合には、当社所定の遅延利息を付けてお支払いすることがあります。

◎ご注意ください！

- ・年金等をお支払いするための上記確認に際し、ご契約者・被保険者・年金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の責任を負わず、その間は年金等をお支払いしません。



⑤お支払内容をご確認ください。

- ・お支払内容の明細を郵送しますので、内容をご確認ください。

2 指定代理請求制度について

①指定代理請求制度とは次のような制度です。

- ・年金等の受取人である被保険者が年金等を請求できない次の事情があるときは、あらかじめ指定または変更した「指定代理請求人」が、年金等の受取人にかわって年金等を請求することができる制度です。

- ・重態のため年金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ・当社が認める傷病名（ガン等）の告知を医師等から受けていない場合
- ・その他これに準じる状態であると当社が認めた場合

- ・この制度を適用するには、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約を付加し、指定代理請求人を指定していただく必要があります。

②指定代理請求人の指定について

指定代理請求人は1名とし、次の範囲から指定してください。なお、指定代理請求人は年金等の請求時においても、この範囲内であることを要します。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者
- ・被保険者の直系血族
- ・被保険者の兄弟姉妹
- ・被保険者と同居または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

③指定代理請求の対象となる年金等について

指定代理請求人は、次の請求をすることができます。

- ・被保険者が受け取ることとなる年金等（被保険者とご契約者が同一でご契約者が受け取ることになる給付、被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- ・被保険者とご契約者が同一の場合の保険料のお払込みの免除

◎ご注意ください！

- ・指定代理請求人の方が年金等を請求される場合には、その年金等請求の必要書類に加えて、年金等の受取人が年金等を請求できない特別な事情の存在を証明する書類と請求時点において上記②の範囲であることが確認できる公的書類をご提出いただきます。（詳しくは「必要書類一覧」 p 38参照）
- ・年金等を指定代理請求人に支払った場合には、年金等の受取人がその後重複して年金等の請求をされた場合でも、当社はこれをお支払いしません。

3 年金等をお支払いできない場合

①免責事由に該当した場合

次のような約款に定める免責事由（お支払事由に該当してもお支払いできない事由）に該当する場合は、年金等をお支払いできません。

保険金等の名称	免責事由
収入保障年金	(1) 責任開始日または復活日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または収入保障年金受取人の故意
高度障害年金	保険契約者または被保険者の故意

※「保険料の払込免除」を行わない場合についての詳細は「3-3 保険料の払込みの免除について」（p11参照）をご覧ください。

※「戦争その他の変乱」および「地震、噴火または津波」によるときは、該当する被保険者数によってはお支払金額を削減する場合またはお支払いできない場合があります。

②責任開始期前の傷害・疾病を原因とする場合

- ・責任開始期前に生じた疾病、不慮の事故等を原因とする場合には、高度障害年金、就業不能年金およびストレス性疾病年金のお支払いができません。
- ・ただし、次の事由に該当する場合は、疾病が責任開始期前に生じている場合でも、責任開始期以後の原因によるものとみなし、年金の支払対象となります。

- | |
|--|
| (1) 申込時の告知書に責任開始期前の傷病等について正確で十分な告知をしていただいた上で、ご加入された場合（事実の一部のみの告知があった場合を除きます。） |
| (2) 責任開始期前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始期前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合 |

③重大事由による解除の場合

次のような重大事由に該当する場合は、当社はご契約を解除し、たとえ年金等のお支払事由が生じていてもお支払いできません。

- (1) 年金等を詐取する目的または他人に年金等を詐取させる目的で事故（未遂を含む）を起こしたとき
 - (2) この保険契約の年金等の請求に関して詐欺行為（未遂を含む）があったとき
 - (3) ご契約者、被保険者または年金等の受取人が、反社会的勢力（*1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（*2）を有していると認められるとき
 - (4) 上記（1）（2）（3）の他、この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除され、当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記（1）（2）（3）と同等の重大な事由があるとき

※ この場合、上記に定める事由が生じた後に、年金等のお支払事由が生じていたときは、当社は年金等をお支払いしません。（上記（3）の事由にのみ該当した場合で、複数の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、年金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた年金等を除いた額を、他の受取人に支払います。）すでに年金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

- （*1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （*2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは年金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

④告知義務違反による解除の場合

（詳しくは「**4**-2 告知義務違反について」 p 16参照）

告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、年金等のお支払事由が生じていてもお支払いできない場合があります。

⑤詐欺による取消し・不法取得目的による無効の場合

■ 詐欺による取消し

ご契約者・被保険者・受取人の詐欺により、ご契約の締結、復活等が行われたときは、ご契約または特約は取消しとなります。

■ 不法取得による無効

ご契約者が年金等を不法に取得する目的または他人に年金等を不法に取得させる目的により、ご契約の締結、復活等が行われたときは、ご契約または特約は無効となります。

- ◆ 「取消し・無効」のいずれの場合も、年金等をお支払いすることはできません。また、すでにお支払いいただいた保険料はお返ししません。
- ◆ 責任開始日または復活日からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる２年経過後でも取消しや無効となることがあります。）

⑥ご契約が失効した場合

（詳しくは「**6** - 2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について」 p 30参照）

保険料払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は、猶予期間満了の日の翌日から失効し、ご契約失効後に年金等のお支払事由が生じてもお支払いできません。

⑦時効について

- ・ 受取人やご契約者などが年金等または保険料の払込免除をご請求できる期間は、年金等または保険料の払込免除をご請求できるようになったときから３年間となります。
- ・ ３年を超えると「時効」となり、その権利を失いますのでご注意ください。

【年金等をお支払いする場合・ お支払いできない場合の具体的事例】

(注) 年金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例を参考としてあげたものです。記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがありますのでご注意ください。

＜収入保障年金＞

(事例)告知義務違反による解除

お支払いする場合	お支払いできない場合
ご契約加入前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入会し、ご加入１年後に「慢性Ｃ型肝炎」と全く因果関係のない「肺ガン」で死亡された場合は収入保障年金をお支払いします。	ご契約加入前の「慢性Ｃ型肝炎」での通院について、告知書で正しく告知せずに入会し、ご加入１年後に「慢性Ｃ型肝炎」を原因とする「肝臓ガン」で死亡された場合は収入保障年金はお支払いできません。

(解説)

ご契約にご加入いただく際には、過去の傷病歴（病名、治療期間など）、現在の健康状態、身体の障害状態、現在のご職業など当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ（告知して）いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりしますと、「告知義務違反」としてご契約は解除となります。この場合、年金等をお支払いする事由が発生していても年金等はお支払いできません。ただし、年金等のお支払事由と解除の原因となった事実との間に、全く因果関係が認められない場合には、年金等をお支払いします。

＜高度障害年金＞

(事例)所定の高度障害状態

お支払いする場合	お支払いできない場合
ご契約の責任開始期以後に発病した「脊髄小脳変性症」によって全身の機能が低下し、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能であり、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合は高度障害年金をお支払いします。	ご契約の責任開始期以後に発病した「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合はお支払いできません。

(解説)

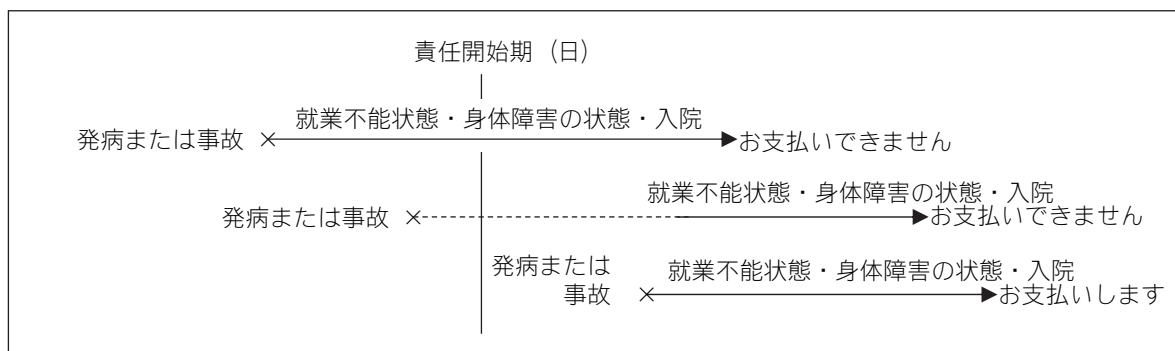
高度障害年金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ、回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の障害状態に該当しない場合または回復の見込みがある場合にはお支払いできません。なお、高度障害年金のお支払い対象となる約款所定の障害状態は、「身体障害者福祉法」等に定める障害状態等とは異なる場合があります。詳しくは約款別表3対象となる高度障害状態（p106）をご覧ください。

＜責任開始期前の発病または責任開始期後の発病＞

お支払いする場合	お支払いできない場合
責任開始期後に生じた「肝硬変」により入院された場合は、お支払いします。	責任開始期前より治療を受けていた「肝硬変」が、責任開始期以後に悪化し入院された場合は、お支払いできません。

(解説)

約款において就業不能年金やストレス性疾病年金等は、ご契約の責任開始期以後に生じた疾病による就業不能状態、契約の責任開始期以後に生じた不慮の事故による身体障害の状態、契約の責任開始期以後に生じたストレス性疾病による入院を支払対象としています。したがって、責任開始期前に生じた疾病や責任開始期前の事故を原因とする場合にはお支払いできません。



・ただし、次の (1) ~ (3) の事由に該当する場合は、疾病が責任開始期前に生じている場合でも、責任開始期以後の原因によるものとみなし、年金等の支払対象となります (ただし、悪性新生物の場合を除きます)。

- (1) 申込時の告知書に責任開始期前の傷病等について正確で十分な告知をしていただいた上で、ご加入された場合 (事実の一部のみの告知があった場合を除きます。)
- (2) 責任開始日からその日を含めて2年経過後に入院などを開始した場合
- (3) 責任開始期前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始期前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合

<ストレス性疾病年金>

◆お支払いの対象となる疾病について

お支払いする場合	お支払いできない場合
うつ病により所定の期間入院された場合、ストレス性疾病年金をお支払いします。	アルコール依存症により入院された場合、ストレス性疾病年金はお支払いしません。

(解説)

約款においてストレス性疾病年金のお支払いの対象となる疾病を定めており、そのいずれにも該当しない疾病により入院された場合には、ストレス性疾病年金をお支払いできません。

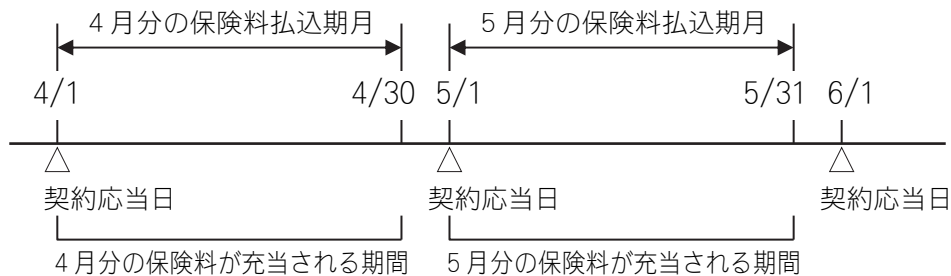
(所定のストレス性疾病については、「3-4 特約について」ストレス性疾病保障付就業不能保障特約 (p 11) を参照ください。)

※ストレス性疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。したがって、他覚所見のないものは除きます。

4 年金支払等の際の保険料精算について

- ◆ 保険料は毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払込まれるものとして計算されています。

〈例〉 月払契約の場合



〈年金等支払いや保険料払込免除のときの保険料の精算〉

- ・ 年金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払込まれていない場合は、次のとおりとなります。

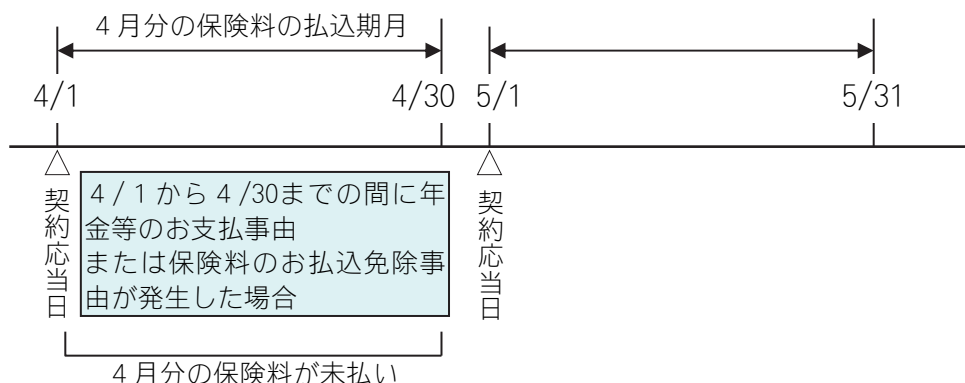
年金等のお支払いのとき	未払込保険料を年金等から差し引きます。
保険料払込免除のとき	未払込保険料をお払込みいただきます。

※年金等をお支払いする場合で、その金額が未払込保険料に不足するときは、未払込保険料全額をお払込みいただきます。

(例 1)

〈月払契約の場合〉 4月分の保険料が未払いの状態で、4/1から4/30までの間に年金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生したとき

月払契約で払込期月中に年金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生した場合は、1ヶ月分の保険料を年金等から差し引くか、払込んでいただきます。



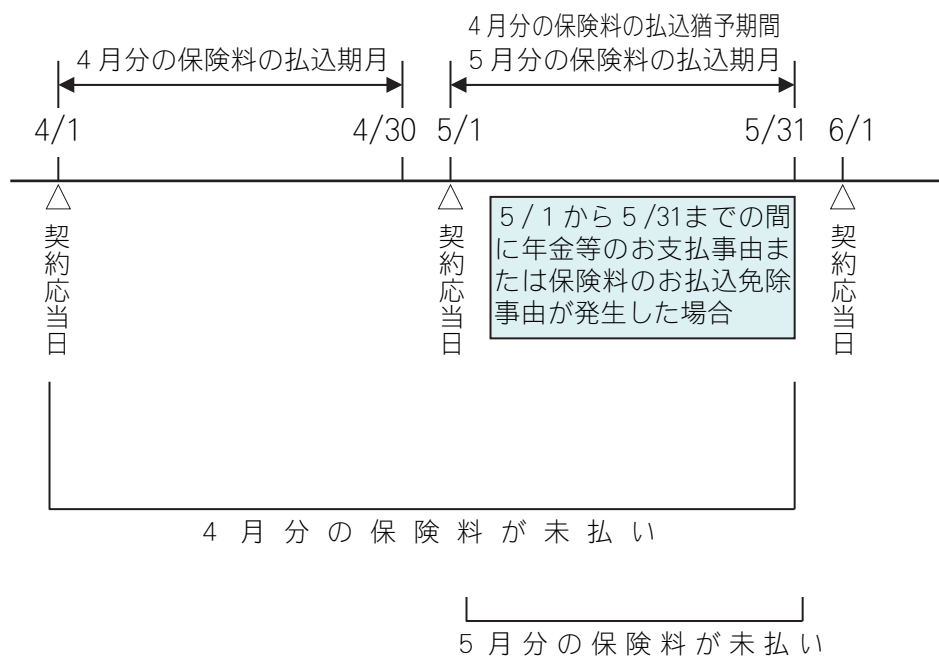
【未払込保険料の精算方法】

- ・ 年金等支払いのとき：
4月分の保険料を年金等から差し引きます。
- ・ 保険料払込免除のとき：
4月分の保険料をお払込みいただきます。

(例2)

〈月払契約の場合〉 4月分、5月分の保険料が未払いの状態で、5/1から5/31までの間に年金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生したとき

月払契約で払込猶予期間中の契約応当日以降に年金等のお支払事由または保険料のお払込免除事由が発生した場合は、2ヶ月分の保険料を年金等から差し引くか、払込んでいただきます。



【未払込保険料の精算方法】

- ・年金等支払いのとき：
4月分、5月分の保険料を年金等から差し引きます。
- ・保険料払込免除のとき：
4月分、5月分の保険料をお払込みいただきます。

6 保険料について

1 保険料の払込方法について

①保険料の払込方法（経路）・責任開始期・契約日について

保険料の払込方法（経路）には、次の方法があります。

払込方法（経路）	内 容
口座振替支払 （口座振替特約を付加）	金融機関の口座振替によりお払込みいただく方法です。 ・当社が提携している金融機関等のご契約者の口座から所定の振替日に自動的に当社の口座に振替えられます。 ・口座振替を開始する際には、振替日の当月にその旨を「保険料振替開始のご案内」によりご通知いたします。（第1回保険料から口座振替を行う際には、事前に「保険契約引受承諾および第1回保険料口座振替のご案内」によりご通知いたします。） 保険料の口座振替が不能となった場合には、その旨をご通知し、翌月の振替日に再度口座振替を行います。（月払契約は、2ヶ月分の保険料の振替を行います。） 〈月払契約〉 ・責任開始期(日)…………… 第1回保険料の振替日 ・契約日…………… 第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日 〈年払契約〉 ・責任開始期(日)/契約日…………… 第1回保険料の振替日
クレジットカード支払 （クレジットカード支払特約を付加）	クレジットカード（以下「クレカ」）をご利用いただき、保険料を決済する方法です。 ・クレカ決済を行う際には、決済日の前に、ご指定されたカード会社の「ご利用明細」により、その旨をご通知いたします。 クレカの解約等により、クレカの決済ができなかった場合には、別のクレカでお払込みいただくか、口座振替扱いによる方法に変更していただきます。 〈月払契約〉 ・責任開始期(日)…………… クレカの有効性確認日 ・契約日…………… クレカの有効性確認日の属する月の翌月1日 〈年払契約〉 ・責任開始期(日)/契約日…………… クレカの有効性確認日

※口座振替またはクレジットカードによりお払込みいただいた保険料について、当社は保険料領収証を発行しません。

※上記は、口座振替またはクレジットカードにて第1回保険料をお払込みいただく場合です。

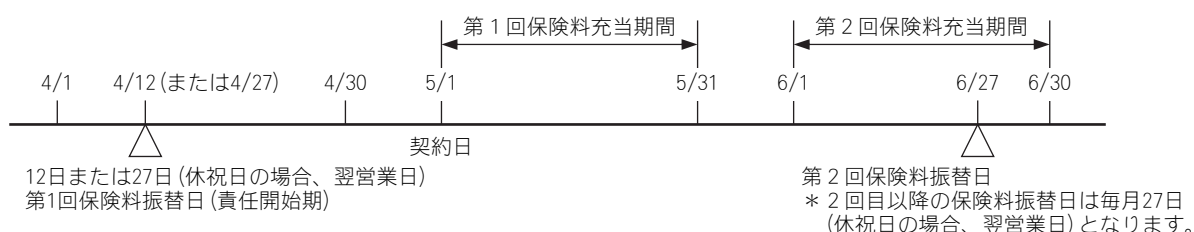
<お願い>

次の場合には、**カスタマーケアセンター**（p 48参照）までご連絡ください。

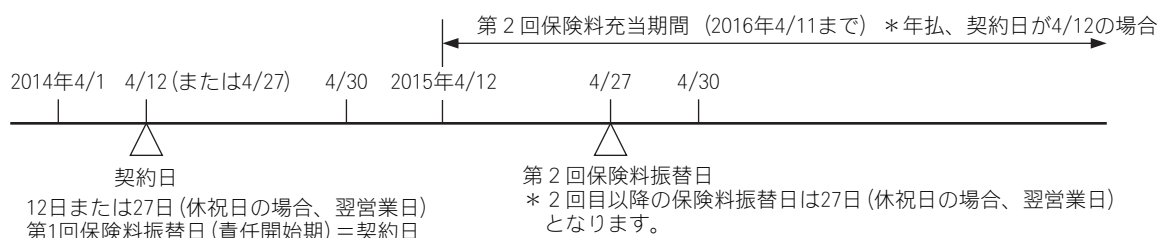
- ◆ 万一、口座振替が不能となった場合やクレジットカード決済ができなかった場合
- ◆ お払込方法（経路）の変更をご希望される場合・・・など

<口座振替支払>

(例) 月払契約の場合（第1回保険料分から口座振替を行う場合）

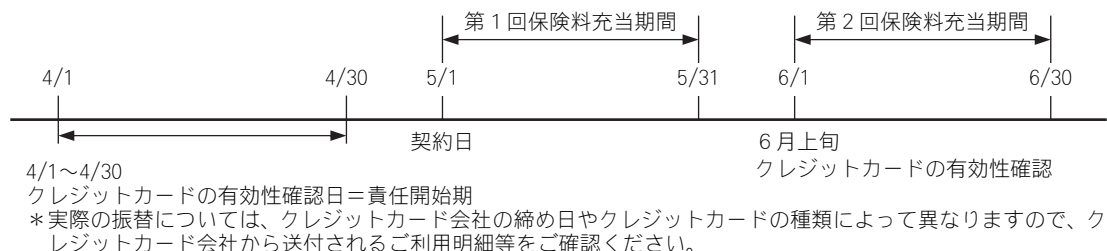


(例) 年払契約の場合（第1回保険料分から口座振替を行う場合）

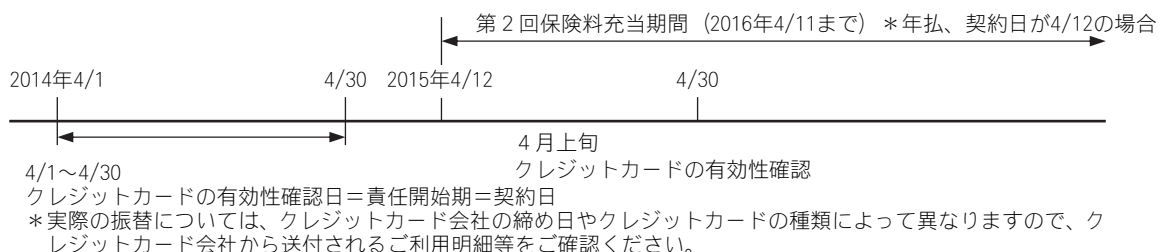


<クレジットカード支払>

(例) 月払契約の場合（一般的なスケジュール）



(例) 年払契約の場合（一般的なスケジュール）



※保険料のお払込みに関しご不明な点等がございましたら、**カスタマーケアセンター**（p 48参照）までお問合せください。

②保険料のお払込方法（回数）について

保険料のお払込方法（回数）には、次の方法があります。

払込方法（回数）	内 容
月 払	毎月 1 回お払込みいただく方法です。
年 払	年 1 回の所定の期間内にお払込みいただく方法です。

2 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

①保険料の払込猶予期間について

保険料は、「保険証券」記載の払込期月内にお払込みください。

なお、払込期月内にお払込みができない場合でも、以下の払込猶予期間があります。

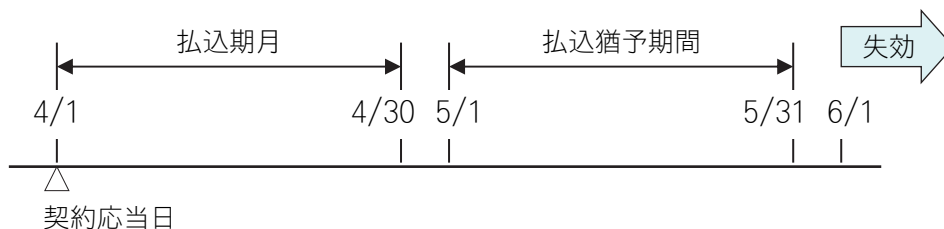
払込方法（回数）	払込猶予期間
月 払	払込期月の翌月初日から末日までです。
年 払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日までです。 ◆ 契約応当日がない場合は、その月の末日まで ◆ 契約応当日が 2 月・6 月・11 月の各末日の場合は、それぞれ 4 月・8 月・1 月の各末日まで

※保険料の払込方法を変更された場合は、払込猶予期間もそれに応じて変わります。

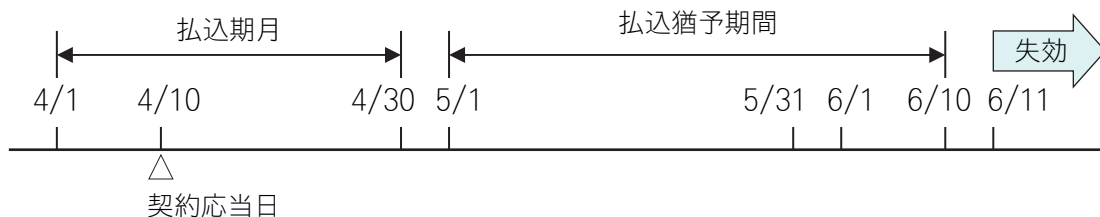
②ご契約の失効について

上記の払込猶予期間がありますが、お払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。この場合、年金等のお支払いはできなくなりますのでご注意ください。

〈例〉月払契約の場合



〈例〉年払契約の場合



7 ご契約後について

1 ご契約の復活について

- ◆ 万一、ご契約が効力を失った場合でも所定のお手続きにより、ご契約を復活させることができます。

- ・ 保険料のお払込みがないままご契約が効力を失った場合でも、失効してから3年以内であれば、当社の定める手続きをとっていただいたうえで、ご契約を復活することができます。
- ・ この場合、あらためて告知をしていただきます。(詳しくは「4-1 告知義務について」p15 参照)
- ・ 健康状態等によっては、ご契約の復活をお取扱いできない場合があります。

2 ご契約の解約について

- ・ この保険の主契約および付加される特約については、解約払戻金はありません。

3 年払契約の解約・消滅時のお取扱いについて

- ◆ 保険料のお払込方法（回数）が年払のご契約について、保険料をお払込みいただいた後に、解約・消滅等（注）した場合には、未経過となっている期間に対応する保険料相当額を返還します。

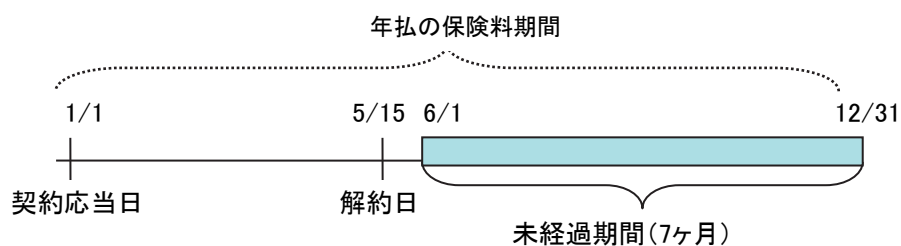
（注）解約・消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

＜お支払いする額の計算＞

返還となる保険料相当額は、解約・消滅等となった日の翌日以後既に払込まれた保険料期間の末日までの未経過期間を月単位（月末満の端数切り捨て）で計算します。

＜例＞ 契約応当日が1月1日の年払契約を5月15日で解約した場合

5月15日に解約した場合、5月16日から5月末日までの1ヶ月未満の端数は切り捨てられるため、6月1日から12月31日（保険料期間の末日）までの7ヶ月分に対応する保険料相当額をお支払いします。



※お払込方法（回数）が月払については、上記のお取扱いはありません。

4 ご契約者以外の者による解約の効力について

①差押債権者・破産管財人等による解約について

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から 1 ヶ月を経過した日に効力を生じます。

②年金等の受取人によるご契約の存続について

- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、次のすべてを満たす年金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②ご契約者でないこと

- ・年金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から 1 ヶ月を経過する日までの間に、次のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

5 受取人の変更について

①収入保障年金受取人の変更について

- ・ご契約者は収入保障年金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、収入保障年金受取人を変更することができます。
- ・収入保障年金受取人を変更される場合には、すみやかに[カスタマーケアセンター（p 48 参照）](#)へご連絡ください。

②遺言による収入保障年金受取人の変更について

- ・ご契約者は収入保障年金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、収入保障年金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- ・収入保障年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

◎ご注意ください！

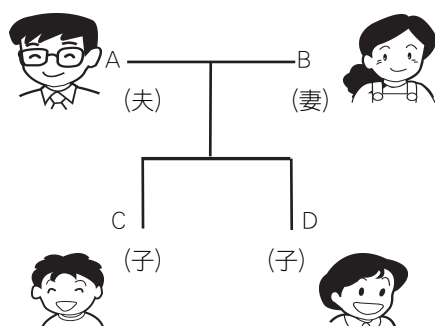
- ・高度障害年金は、ご契約者が法人の場合を除き、主契約の被保険者以外のものに変更することはできません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の収入保障年金受取人に年金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の収入保障年金受取人から年金等の請求を受けても、当社は年金等をお支払いしません。

6 受取人が死亡された場合について

- ◆ 収入保障年金受取人が死亡されたときは、すみやかにカスタマーケアセンター（p 48 参照）へご連絡ください。

- ・新しい収入保障年金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ・収入保障年金受取人が亡くなられた時以後、収入保障年金受取人の変更手続きがとられていない間は、収入保障年金受取人の死亡時の法定相続人が収入保障年金受取人となります。
- ・収入保障年金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は法定相続分に応じます。

（ ご契約者・被保険者 Aさん
収入保障年金受取人 Bさん ）



Bさん（収入保障年金受取人）が死亡し、収入保障年金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが収入保障年金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが収入保障年金受取人となります。この場合、CさんとDさんの収入保障年金の受取割合は法定相続分に応じます。

○法定相続分

法定相続人の相続順位により、民法で定められた相続分をいいます。

相続の順位と相続分

第1順位		第2順位		第3順位	
法定相続人	法定相続分	法定相続人	法定相続分	法定相続人	法定相続分
配偶者	1/2	配偶者	2/3	配偶者	3/4
子(孫)	1/2	親(祖父母)	1/3	兄弟姉妹	1/4

子供、両親、兄弟姉妹の相続分は、人数により均等に分配します。

①配偶者は常に相続人になります。

②子供のある場合、配偶者と子供が相続人になります。

③子供や孫がいない場合、配偶者と父母が相続人になります。

④子供、孫、父母、祖父母のいずれもない場合、配偶者と兄弟姉妹が相続人になります。

※相続人となるべき子や兄弟姉妹がすでに死亡している場合、その子供（すなわち孫や甥・姪）が本人に代わって相続（代襲相続）しますので、当該代襲相続人が、法定相続人となります。

7 税法上のお取り扱いについて

① 生命保険料控除について（平成26年6月現在）

- ◆ 払込保険料の一定額がその年の所得から控除されるため所得税と住民税が軽減されます。

対象契約	納税する方が保険料を払込み、年金等受取人がご自身、配偶者、またはその他の親族である契約
対象保険料	1月から12月までにお払込みいただいた保険料総額

- ・ 生命保険料控除の適用を受ける場合は申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」をお送りします。「生命保険料控除証明書」は、年末調整や確定申告のときまで大切に保管してください。

■ 生命保険料控除の種類

生命保険料控除の対象となる主契約と特約のそれぞれの保険料について、以下のとおり「一般生命保険料」・「介護医療保険料」・「個人年金保険料」の3つに分類されます。

一般生命保険料	生存または死亡に基因して支払う一定額の保険金、その他給付金に係る保険料
介護医療保険料	入院・通院等にもなう給付部分に係る保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料 ※当社の保険商品に該当はありません。

※身体の傷害のみに基因して保険金・給付金が支払われるものに係る保険料は、生命保険料控除の対象外となります。（例：災害割増特約・傷害特約等）

■ 生命保険料控除額

一般生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

<所得税>

年間正味払込保険料	所得からの控除額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

※各保険料控除の合計適用限度額は合計120,000円となります。

<個人住民税>

年間正味払込保険料	所得からの控除額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律28,000円

※各保険料控除の合計適用限度額は合計70,000円となります。

②年金等の税法上のお取扱いについて（平成26年6月現在）

- ◆ 年金等にかかる税金は、年金等の種類やご契約者、被保険者、年金等受取人の関係によって異なります。

(1) 高度障害年金、リビング・ニーズ特約により支払われる保険金、就業不能年金、ストレス性疾病年金等について

受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合、全額非課税となります。

(2) 収入保障年金について

ご契約者、被保険者、年金受取人の関係により、税金の種類、金額がかわります。よくお確かめのうえ収入保障年金受取人をご指定ください。

契約形態	年金受取の場合		一括受取の場合
	被保険者の死亡時	毎回の年金受給時 [☆]	
契約者と被保険者が同一の場合	年金受給権についての税法上の評価額（本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額）に対して相続税の課税対象となります。 ^{※1}	相続税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※3}	一括受取額に対して相続税の課税対象となります。 ^{※5}
受取人が契約者自身の場合	—	雑所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※4}	一時所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※6}
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	年金受給権についての税法上の評価額（本保険契約においては右記「一括受取の場合」の一括受取額）に対して贈与税の課税対象となります。 ^{※2}	贈与税の課税対象以外の部分に対し、雑所得として所得税 [*] の課税対象となります。 ^{※3}	一括受取額に対して贈与税の課税対象となります。 ^{※5}

* 所得税が課税された場合には、翌年、住民税の課税対象となります。

※1 相続税法第3条、第24条 ※4 所得税法施行令第183条、所得税基本通達35-1

※2 相続税法第5条、第24条 ※5 相続税法第3条、第24条、相続税法基本通達24-3

※3 所得税法施行令第185条 ※6 所得税法施行令第183条2、所得税基本通達34-1

☆毎回の年金受給時にお受け取りいただく年金は雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。

このため、実際にお受け取りになる金額が年金額より少なくなる場合があります。

より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問合せください。

※今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。

8 管轄裁判所について

年金等の請求に関する訴訟については、当社の日本における主たる店舗の所在地または受取人の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

9 被保険者によるご契約者への解約の請求について

- ・被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
- ・この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①ご契約者または年金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として年金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②年金等の受取人がこのご契約に基づく年金等の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②のほか、被保険者のご契約者または年金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

〈上記④の例〉

ご契約者・収入保障年金受取人	Aさん（夫）
被保険者	Bさん（妻）

- ・ご契約締結後にAさんとBさんが離婚したことにより、夫が妻の収入保障年金を受け取る理由がなくなったため、BさんはAさんにご契約の解約を求めることができます。

8 チューリッヒ生命からのお願い

1 受取人・住所などの変更にもなう諸手続きについて

次の場合には、すみやかにカスタマーケアセンター（p 48参照）までご連絡ください。

ご登録内容の変更 ■ 住所・電話番号の変更 ■ ご契約者の変更 ■ 給付金（年金・保険金）等の受取人の変更 ■ 指定代理請求人の指定・変更 ■ 改姓・改名 ■ 保険料振替口座の変更 ■ 保険料払込方法の変更 ■ クレジットカードの変更 など	紛失のご連絡・再発行手続き ■ お届出印の紛失・変更 ■ 保険証券の紛失・再発行 ■ 生命保険料控除証明書の再発行 その他 ■ 海外に長期滞在されるとき など
---	--

その他ご契約についてのお問合せやご相談についても、お気軽に当社までお申出ください。

【必要書類一覧】

①ご請求に必要な書類

- ・年金等のお支払事由が生じた場合には、受取人の方は、下記の必要書類をすみやかに当社までご提出ください。
- ・なお、必要書類のご用意は、お客様のご負担でお願いしておりますので、ご了承ください。

項 目	必 要 書 類
1. 就業不能年金（初回） ストレス性疾病年金（初回）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (4) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (5) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

項 目	必 要 書 類
2. 収入保障年金（初回）	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書） (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
3. 高度障害年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
4. 収入保障年金（2回目以降）	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (3) 年金証書
5. 高度障害年金（2回目以降） 就業不能年金（2回目以降） ストレス性疾病年金（2回目以降）	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本と印鑑証明書 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金証書
6. リビング・ニーズ保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票（その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本） (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
7. 指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) その被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) その被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 給付金等の受取人が給付金を請求できない特別の事情の存在を証明する書類 (6) ご請求される給付金等の請求のための必要書類
8. 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

②その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
9. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険証券
10. 保険金、年金、給付金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
11. 遺言による保険金受取人の変更	(1) 法律上有効な遺言の写し (2) 会社所定の請求書 (3) 保険契約者の法定相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券

(注1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(注2) 被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

③ご請求時の注意事項

- ・ 上記以外の請求については、**カスタマーケアセンター（p 48参照）**までお申出ください。
- ・ 「被保険者の住民票」は、被保険者と年金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。
- ・ 会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、前項1.3.6.7.8.の請求については、会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。
- ・ 同時に複数の年金等を請求される場合、重複して必要となる書類については、一通の提出で足りるものとします。
- ・ 年金等のお支払いに際し、事実の確認をさせていただく場合があります。その確認に際して、正当な理由なくご回答または同意をいただけない場合、その確認が終わるまで年金等をお支払いできません。

9

その他生命保険に関するお知らせ

1 個人情報のお取扱いについて

＜利用目的＞

- ・お客様の個人情報は、以下に掲げる目的で業務上必要な範囲で利用します。
 - ①保険の募集、資料請求受付、中途付加、お引受け、更新および年金等のお支払い
 - ②保険契約の保全管理およびこれに関連・付随する業務
 - ③当社およびグループ会社の商品やサービスのご紹介、ご提供
 - ④アンケートの実施や市場調査および保険商品・サービスの開発・研究
 - ⑤再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - ⑥他の事業者から個人情報（データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の適切な遂行
 - ⑦キャンペーン等に付随する景品発送

＜募集代理店＞

- ・当社では、募集代理店による保険募集も行っています。その場合には、上記の利用目的のためにお客様の個人情報を当社と生命保険募集代理店業務委託契約を締結している以下の募集代理店に対して提供することがあります。
 - ①ご契約の全部または一部を担当させていただいている代理店
 - ②お客様から個人情報の提供についてご了解をいただいている代理店
 - ③その他、上記の利用目的を達成するために必要な範囲にある代理店

＜業務または事務の委託＞

- ・当社は業務または事務の一部をグループ会社であるチューリッヒ保険会社（チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）に委託する場合があります。したがって、契約申込書、告知書、変更請求書、年金請求書、その他の書類および保険事故の状況等の事実関係を業務の代理または事務の代行を遂行するうえにおいて必要な範囲でチューリッヒ保険会社（チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）が知ることがあります。

＜共同利用＞

- ・当社は、より高品質で利便性の高いサービス提供を目指し、グループ会社であるチューリッヒ保険会社（チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド）との間において、各種商品やサービス等のご案内、提供、あるいはお客様サービス業務の維持管理等の目的で、以下のお客様の個人情報を共同利用することがあります。
 - 氏名、住所、電話番号、生年月日、電子メールアドレス、性別、保険の種類、契約日、契約の状態

＜個人情報保護方針（プライバシーポリシー）＞

- ・当社は、個人情報の保護取扱いに関する「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」を策定し、これに則して業務を行っております。この「個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」の内容については、当社ホームページ（<http://www.zurichlife.co.jp/policy.html>）でご確認ください。

＜第三者への取得依頼や提供＞

- ・当社は、以下に掲げる場合に業務上必要な範囲で、第三者に対しお客様の個人情報の取得依頼または提供を行います。
 - ①法令等に基づく場合または公共の利益のために必要と判断された場合
 - ②医療機関などの関係先に業務上必要な範囲で照会等を行う場合
 - ③嘱託医、生命保険面接士、契約確認会社を利用する場合
 - ④当社の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
 - ⑤契約内容登録制度、契約内容照会制度、支払査定時照会制度において共同利用を行う場合

＜再保険＞

- ・当社は、お客様の保険契約のお引き受けに際して、引受リスクを適切に分散するために再保険（再々保険以降の出再を含みます）を行うことがあります。この場合、当社は再保険の対象となる保険契約の特定に必要なお客様の個人情報のほか、当該保険契約に関する支払結果及び支払査定時に利用するお客様の個人情報を、再保険の引受を行う保険会社に対して提供することがあります。

＜機微（センシティブ）情報＞

- ・当社は、原則としてお客様の機微（センシティブ）情報を取得、利用しません。ただし、法令等で定められている場合、または生命保険事業の適正運営の維持確保に特に必要とされる場合は、お客様の同意を得たうえで、業務上必要な範囲でこれらの情報を取得、利用または第三者に対し取得の依頼もしくは提供することがあります。

＜ご相談・ご照会窓口＞

- ・当社では、お客様からの個人情報に関するご相談や苦情、または各種ご請求等を「お客様相談部」にてお受けしております。

お客様相談部フリーダイヤル：0120-860-129
＜受付時間＞月～金曜日 午前9時～午後5時（※土日祝を除く）

＜当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について＞

- ・当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取扱いに関しての苦情や相談を受け付けております。

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談室 ホームページ：<http://www.seiho.or.jp/>

2 他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について

（「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」）

- ・当社は、生命保険制度が健全に運営され、年金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

①「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

■あなたのご契約が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは年金、保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
- また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

○前記各手続きの詳細については、**カスタマーケアセンター（p 48参照）**にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1) 保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 収入保障年金額
- (3) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (4) 取扱会社名
 - ・その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

②「支払査定時照会制度」について

■保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実が消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドが管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続に従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

○上記各手続きの詳細については、**カスタマーケアセンター（p 48参照）**にお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
 - (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしてとします）
 - (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金・収入保障年金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額・収入保障年金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法
- ・上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、収入保障年金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

3 「生命保険契約者保護機構」について

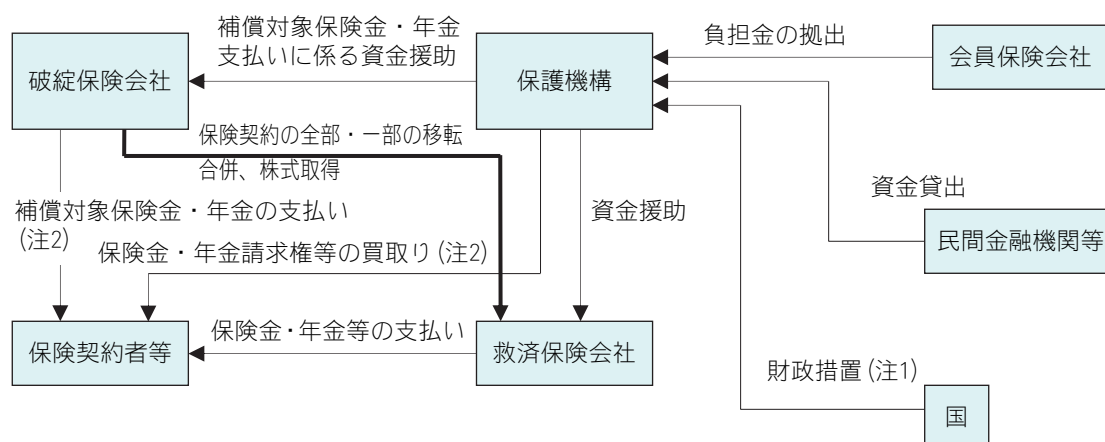
■当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金・年金の支払いに係る資金援助及び保険金・年金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

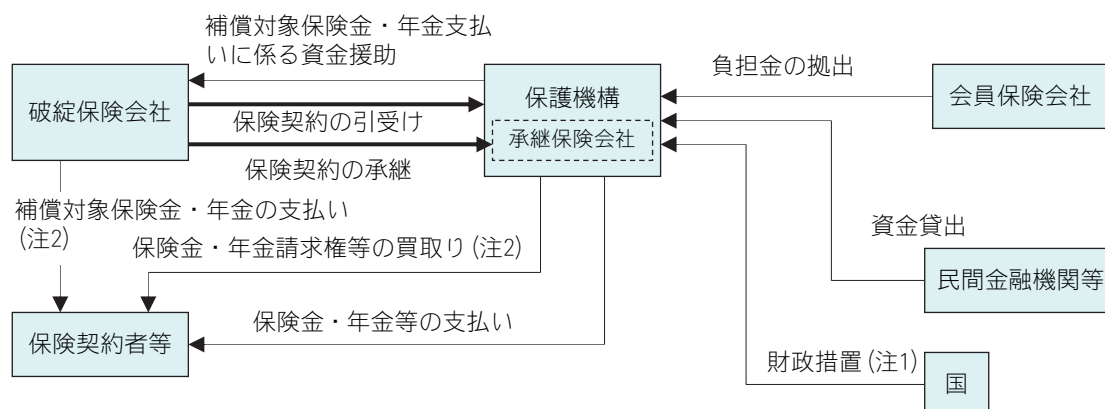
- ※ 1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低収入保障年金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
- ※ 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- 高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$
- （注 1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率は3%となっております。
- （注 2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- ※ 3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※ 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成29年（2017年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金・年金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

＜生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問合せ先＞
 生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820
 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

お問合せおよび苦情・相談窓口

- ご加入の生命保険に関する各種お問合せ、お手続きに関するご相談は当社の「カスタマーケアセンター」までご連絡ください。

＜カスタマーケアセンター＞

フリーダイヤル



® 0120-236-523

【 通話料無料
携帯からもご利用可能 】

＜受付時間＞月～金曜日 午前9時～午後6時（※土日祝を除く）

チューリッヒ生命ホームページ <http://www.zurichlife.co.jp/>

- 年金等のお支払い手続きに関するお問合せは以下の専用フリーダイヤルまでご連絡ください。

＜年金等のお支払い手続き＞

フリーダイヤル



® 0120-286-660

【 通話料無料
携帯からもご利用可能 】

＜受付時間＞月～金曜日 午前9時～午後6時（※土日祝を除く）

平日夜間/土曜日専用ダイヤル

フリーダイヤル



® 0120-328-300

【 通話料無料
携帯からもご利用可能 】

＜受付時間＞月～金曜日 午後6時～午後9時

土曜日 午前9時～午後6時（※日曜・祝日を除く）

- ご契約に関する苦情・照会につきましては、当社の「お客様相談部」へご連絡ください。

＜お客様相談部＞

フリーダイヤル



® 0120-860-129

【 通話料無料
携帯からもご利用可能 】

＜受付時間＞月～金曜日 午前9時～午後5時（※土日祝を除く）

●一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メールまたはFAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談、照会、苦情をお受けしております。また全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

＜生命保険相談所＞

〒100-0005 千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル3階（生命保険協会内）
TEL：03-3286-2648 ＜受付時間＞平日（休業日を除く）午前9時～午後5時
生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）

普通保険約款 目次

この保険の内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 年金の支払

第2条 年金の支払

第3条 収入保障年金、高度障害年金の削減支払

第4条 年金の現価相当額の一時支払

3. 保険料の払込の免除

第5条 保険料の払込の免除

第6条 保険料の払込を免除しない場合

4. 責任開始期

第7条 責任開始期

5. 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法（経路）

6. 猶予期間および保険契約の失効

第10条 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

7. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

8. 年金等の請求、支払時期および支払場所

第13条 年金等の請求、支払時期および支払場所

9. 保険契約上の保全取扱

第14条 保険料払込方法（回数）の変更

第15条 年金月額額の減額

10. 保険契約者の住所の変更

第16条 保険契約者の住所の変更

11. 収入保障年金受取人または保険契約者の変更

第17条 会社への通知による収入保障年金受取人の変更

第18条 遺言による収入保障年金受取人の変更

第19条 保険契約者の変更

12. 保険契約者または収入保障年金受取人

第20条 年金の分割割合

第21条 保険契約者または収入保障年金受取人の代表者

13. 年金受取人による保険契約の存続

第22条 年金受取人による保険契約の存続

14. 保険契約の無効・取消し

第23条 詐欺による取消し

第24条 不法取得目的による無効

15. 告知義務

第25条 告知義務

第26条 告知義務違反による解除

第27条 保険契約を解除できない場合

第28条 重大事由による解除

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第29条 被保険者の業務の変更等の場合

17. 解約

第30条 解約

18. 払戻金および未経過保険料の返還

第31条 払戻金

第32条 未経過保険料の返還

19. 契約年齢の計算および契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理

第33条 契約年齢の計算

第34条 契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理

20. 契約者配当

第35条 契約者配当

21. 時効

第36条 時効

22. 管轄裁判所

第37条 管轄裁判所

23. 契約内容の登録

第38条 契約内容の登録

無解約払戻金型収入保障保険 (非喫煙優良体型) 普通保険約款

(平成26年 7 月 1 日実施)

(この保険の内容)

この保険は、保険契約の締結の際、被保険者の健康状態（血圧等）、既往症、生活習慣等が会社の定める基準に適合していると会社が認めた場合に加入できる保険で、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、この保険契約の保険料率は、会社の定める基準により、標準体保険料率より優遇した非喫煙優良体保険料率を適用します。

(1) 収入保障年金

被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。

(2) 高度障害年金

被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。

(3) 保険料の払込の免除

被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義

(用語の意義)

第1条 この保険契約において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の意義
年金月額	年金の支払事由に該当した場合に、月ごとに支払う金額として、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、年金月額が変更された場合は、変更後の金額をいいます。
年金支払期間	年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日以前の最後の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。以下同じ。）（以下「年金支払起算日」といいます。）から、保険期間満了日までの期間をいいます。
年金支払保証期間	年金を支払う際の最低保証年数として保険契約締結の際、会社の定める期間内で、保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。

2. 年金の支払

(年金の支払)

第2条 この保険契約において支払う年金は、つぎのとおりです。

名 称	年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
収入保障年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡日における年金月額	収入保障年金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または収入保障年金受取人の故意
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでにあった傷害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	高度障害状態（別表3）に該当した日における年金月額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

- 年金は、年金の支払事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日を第1回の年金の支払日とし、以後保険期間満了日まで（ただし、年金支払起算日から保険期間満了日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合には、年金支払起算日から年金支払保証期間の終了する日までとします。）毎月、月単位の契約応当日の前日に支払います。
- 被保険者が責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、その高度障害状態（別表3）は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
- 被保険者が責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始期前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、その高度障害状態（別表3）は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
- 収入保障年金を支払う前に高度障害年金の支払請求を受け、高度障害年金が支払われるときは、会社は、収入保障年金を支払いません。
- 収入保障年金が支払われた場合には、その支払後に高度障害年金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込みがないことのみが明らかでないために高度障害年金が支払われないときで、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、保険期間満了の日に高度障害状態に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。
- 年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日以後、将来に向かって次期以降の保険料の払込を要し

ません。また、その支払事由が生じた時に、この保険契約にかかわる一切の権利義務が年金の受取人に承継されるものとします。

9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得て、保険契約者を高度障害年金の受取人とすることができます。
10. 前項に該当する場合を除き、高度障害年金の受取人を被保険者以外のものに変更することはできません。
11. 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が収入保障年金の一部の受取人であるときは、会社は、収入保障年金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の収入保障年金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
12. 収入保障年金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を収入保障年金受取人とします。
13. 前項の規定により収入保障年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により収入保障年金受取人となった者のうち生存している他の収入保障年金受取人を収入保障年金受取人とします。
14. 収入保障年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に収入保障年金の受取人が死亡した場合には死亡した受取人の法定相続人に、高度障害年金の支払事由発生後、高度障害年金の受取人である被保険者が死亡した場合には被保険者の法定相続人に、会社は、別表54の方法により計算された年金の未支払分の現価相当額（以下「年金の未支払分の現価相当額」といいます。）を一時に支払います。この場合、保険契約（収入保障年金の受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。）は、収入保障年金の受取人または被保険者が死亡した時に消滅します。
15. 前3項により収入保障年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。
16. つぎの第1号または第2号の免責事由により収入保障年金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。第3号の免責事由により収入保障年金が支払われない場合には責任準備金その他の払戻金の支払いはありません。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

（収入保障年金、高度障害年金の削減支払）

第3条 前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表3）に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、収入保障年金または高度障害年金を削減して支払うことがあります。

（年金の現価相当額の一時支払）

- 第4条 年金の受取人は、会社の定める取扱条件の範囲内で、年金支払期間中、将来の年金の支払にかえて、年金の未支払分の現価相当額の全部または一部の一時支払を請求することができます。
2. 会社が、年金の未支払分の現価相当額の全部を一時に支払った場合には、保険契約は消滅します。
 3. 会社が、年金の未支払分の現価相当額の一部を一時に支払った場合には、残額にもとづき将来の年金月額を変更します。
 4. 第1回の年金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日までの期間が年金支払保証期間に満たないときは、第1条（用語の意義）の規定にかかわらず、第1回の年金の支払事由に該当した日からその日を含めて年金支払保証期間を経過するまでの期間を年金支払期間として本条を適用します。
 5. 年金の受取人が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

3. 保険料の払込の免除

（保険料の払込の免除）

- 第5条 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表4）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。
2. 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第8条（保険料の払込）第1項に定

めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。

3. 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、9. 保険契約上の保全取扱に関する規定は適用しません。
4. 保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
5. 保険料の払込の免除の請求については、第13条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第6条 被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - (2) 被保険者の犯罪行為によるとき
 - (3) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - (4) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - (5) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
2. 被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。
- (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき

4. 責任開始期

（責任開始期）

第7条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 - (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第1回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
2. 前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
4. 会社が保険契約の申込を承諾した場には、保険証券を発行します。
5. 前項に定める保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
- (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 年金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 年金の名称および金額
 - (6) 保険期間
 - (7) 契約日
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 保険証券を作成した年月日

5. 保険料の払込

（保険料の払込）

第8条 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第9条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

(2) 払込方法（回数）が年払契約の場合

年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに年金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を年金から差し引きます。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
6. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第11条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第3項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

第9条 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りします。）
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (5) 会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

第10条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。

- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（年単位の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

第11条 猶予期間中に年金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を年金から差し引きます。

2. 年金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、年金を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

7. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第12条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約の請求があったときには保険契約を復活することはできません。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
 3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時までにすでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んでください。
 4. 会社が本条の復活を承諾した場合には、保険証券の発行を行わず、復活日を記載した書面により通知します。
 5. 第7条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第7条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

8. 年金等の請求、支払時期および支払場所

（年金等の請求、支払時期および支払場所）

- 第13条 年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた年金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
 3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含む。以下「団体」といいます。）を保険契約者および収入保障年金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の年金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、収入保障年金または高度障害年金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
 4. 年金は、第2項の必要書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内または第2条（年金の支払）第2項に定める年金の支払日のいずれか遅い日に、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所で支払います。
 5. 年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日から45日を経過する日とします。
 - (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第2条（年金の支払）所定の高度障害状態（別表3）に該当する事実の有無
 - (2) 年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
年金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第28条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは収入保障年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実
 6. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会そ

の他の法令にもとづく照会 180日

- (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
7. 前項の規定については平成26年7月1日以降の契約日の保険契約に適用します。
8. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、年金を請求した者（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
9. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
10. 第2項の年金の請求を受け、第1回の収入保障年金または高度障害年金を支払ったときは、会社は年金の受取人に年金証書を交付します。

9. 保険契約上の保全取扱

（保険料払込方法（回数）の変更）

第14条 保険契約者は、年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。

- 2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

（年金月額額の減額）

第15条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、年金月額額の減額を請求することができます。

- 2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3. 本条の規定によって、年金月額額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取扱います。
- 4. 本条の減額を行ったときは、将来の保険料を改めます。
- 5. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
- 6. 本条の減額は、減額後の年金月額額が会社の定める金額を下回る場合は取り扱いません。

10. 保険契約者の住所の変更

（保険契約者の住所の変更）

第16条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じ。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。

- 2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

11. 収入保障年金受取人または保険契約者の変更

（会社への通知による収入保障年金受取人の変更）

第17条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、収入保障年金受取人を変更することができます。

- 2. 前項の場合、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
- 3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の収入保障年金受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に

変更後の収入保障年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（遺言による収入保障年金受取人の変更）

第18条 前条に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、収入保障年金受取人を変更することができます。

2. 前項の収入保障年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による収入保障年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社へ通知しなければ、これを会社へ対抗することができません。
4. 前項の通知をする場合、保険契約者の相続人は、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。

（保険契約者の変更）

第19条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社へ提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

12. 保険契約者または収入保障年金受取人

（年金の分割割合）

第20条 収入保障年金受取人が2人以上の場合で、年金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が収入保障年金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により収入保障年金を収入保障年金受取人に支払います。

（保険契約者または収入保障年金受取人の代表者）

第21条 保険契約について、保険契約者または収入保障年金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または収入保障年金受取人を代理するものとします。

2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または収入保障年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

13. 年金受取人による保険契約の存続

（年金受取人による保険契約の存続）

第22条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社へ到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす収入保障年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社へ到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社へその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと

3. 第1項の解約の通知が会社へ到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、年金にかえて年金の現価相当額の一時支払の方法により取り扱うものとし、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に一括して支払います。

14. 保険契約の無効・取消し

（詐欺による取消し）

第23条 保険契約者、被保険者または収入保障年金受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第24条 保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、その保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

15. 告知義務

（告知義務）

第25条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面で告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

（告知義務違反による解除）

第26条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、年金の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに年金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。

3. 前項の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその年金の受取人が証明したときは、年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金の受取人に解除の通知をします。

5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第27条 会社は、つぎのいずれかの場合には、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第25条の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第25条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期）の属する日からその日を含めて2年を超えて継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

(重大事由による解除)

第28条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（収入保障年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が、この保険契約の年金を詐取する目的または他人に年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、年金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号ア. からオ. までに該当した者が年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項について同じ。）は支払いません。また、この場合に、すでに年金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは解約払戻金（年金の支払事由発生後は、年金の未支払分の現価相当額の全部についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額）を保険契約者（年金の支払事由発生後は、年金の受取人）に支払います。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用します。

16. 被保険者の業務の変更等の場合

(被保険者の業務の変更等の場合)

第29条 被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

17. 解約

(解約)

第30条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

18. 払戻金および未経過保険料の返還

(払戻金)

第31条 保険料払込期間中の場合は、この保険契約については解約払戻金はありません。ただし、保険料払込期

間経過後の場合で、かつ保険契約のすべての保険料が払い込まれているときは、その経過した年月数により解約払戻金を計算します。

2. 責任準備金は、経過した年月数により計算します。

3. 本条の払戻金の支払時期および支払場所については、第 13 条（年金等の請求、支払時期および支払場所）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（未経過保険料の返還）

第32条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が 1 か月を超える場合で、保険契約が消滅したときまたは前条の責任準備金を支払うときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を保険契約者に返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間に保険契約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

19. 契約年齢の計算および契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理

（契約年齢の計算）

第33条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数については、切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに 1 歳を加えて計算します。

（契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理）

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、その他のときは誤りのあった年齢に基づく保険料と正しい年齢に基づく保険料との差額を授受し、年齢および将来の保険料を改めます。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、誤りのあった性別に基づく保険料と正しい性別に基づく保険料との差額を授受し、性別および将来の保険料を改めます。

3. 告知書に記載された被保険者の健康状態のうち、血圧または喫煙歴に誤りがあった場合には、つぎの方法により取り扱います。

(1) 年金の支払事由が生じる前に誤りが発見された場合は、誤りがあった血圧および喫煙歴に基づく保険料と正しい血圧および喫煙歴に基づく保険料との差額を授受し、血圧および喫煙歴ならびに将来の保険料を改め、無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）普通保険約款を適用します。

(2) 年金の支払事由が生じた後に誤りが発見された場合は、誤りがあった血圧および喫煙歴に基づく保険料と正しい血圧および喫煙歴に基づく保険料との差額を年金から差し引きます。

20. 契約者配当

（契約者配当）

第35条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

21. 時効

（時効）

第36条 年金、払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになったときから 3 年間請求がない場合には消滅します。

22. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

第37条 この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の日本における主たる店舗の所在地または年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 契約内容の登録

（契約内容の登録）

第38条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下、本項および第2項において同じとします。）に第1回収入保障年金の支払事由が生じた場合に支払うべき年金の未支払分の現価相当額
- (3) 契約日
- (4) 当会社名

2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。

3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。

5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業共同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）

普通保険約款 目次

この保険の内容

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 年金の支払

第2条 年金の支払

第3条 収入保障年金、高度障害年金の削減支払

第4条 年金の現価相当額の一時支払

3. 保険料の払込の免除

第5条 保険料の払込の免除

第6条 保険料の払込を免除しない場合

4. 責任開始期

第7条 責任開始期

5. 保険料の払込

第8条 保険料の払込

第9条 保険料の払込方法（経路）

6. 猶予期間および保険契約の失効

第10条 猶予期間および保険契約の失効

第11条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

7. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

8. 年金等の請求、支払時期および支払場所

第13条 年金等の請求、支払時期および支払場所

9. 保険契約上の保全取扱

第14条 保険料払込方法（回数）の変更

第15条 年金月額額の減額

10. 保険契約者の住所の変更

第16条 保険契約者の住所の変更

11. 収入保障年金受取人または保険契約者の変更

第17条 会社への通知による収入保障年金受取人の変更

第18条 遺言による収入保障年金受取人の変更

第19条 保険契約者の変更

12. 保険契約者または収入保障年金受取人

第20条 年金の分割割合

第21条 保険契約者または収入保障年金受取人の代表者

13. 年金受取人による保険契約の存続

第22条 年金受取人による保険契約の存続

14. 保険契約の無効・取消し

第23条 詐欺による取消し

第24条 不法取得目的による無効

15. 告知義務

第25条 告知義務

第26条 告知義務違反による解除

第27条 保険契約を解除できない場合

第28条 重大事由による解除

16. 被保険者の業務の変更等の場合

第29条 被保険者の業務の変更等の場合

17. 解約

第30条 解約

18. 払戻金および未経過保険料の返還

第31条 払戻金

第32条 未経過保険料の返還

19. 契約年齢の計算および契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理

第33条 契約年齢の計算

第34条 契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理

20. 契約者配当

第35条 契約者配当

21. 時効

第36条 時効

22. 管轄裁判所

第37条 管轄裁判所

23. 契約内容の登録

第38条 契約内容の登録

無解約払戻金型収入保障保険（標準体型） 普通保険約款

（平成26年 7 月 1 日実施）

（この保険の内容）

この保険は、つぎの給付を行うことを主な内容とするものです。なお、この保険契約の保険料率は、会社の定める基準により、標準体保険料率（この料率より優遇した非喫煙優良体保険料率と異なります。）を適用します。

- （1）収入保障年金
被保険者が保険期間中に死亡したときに支払います。
- （2）高度障害年金
被保険者が保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。
- （3）保険料の払込の免除
被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときにその後の保険料の払込を免除します。

1. 用語の意義

（用語の意義）

第1条 この保険契約において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の意義
年金月額	年金の支払事由に該当した場合に、月ごとに支払う金額として、保険契約締結の際、会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、年金月額が変更された場合は、変更後の金額をいいます。
年金支払期間	年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日以前の最後の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。以下同じ。）（以下「年金支払起算日」といいます。）から、保険期間満了日までの期間をいいます。
年金支払保証期間	年金を支払う際の最低保証年数として保険契約締結の際、会社の定める期間内で、保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。

2. 年金の支払

(年金の支払)

第2条 この保険契約において支払う年金は、つぎのとおりです。

名 称	年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	支払額	受取人	支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）
収入保障年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	死亡日における年金月額	収入保障年金受取人	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期（復活が行われた場合の保険契約については、最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者または収入保障年金受取人の故意
高度障害年金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したとき。この場合、責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（責任開始期前にすでにあった傷害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表3）に該当したときを含みます。	高度障害状態（別表3）に該当した日における年金月額	被保険者	つぎのいずれかにより左記の支払事由が生じたとき (1) 保険契約者の故意 (2) 被保険者の故意

2. 年金は、年金の支払事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日を第1回の年金の支払日とし、以後保険期間満了日まで（ただし、年金支払起算日から保険期間満了日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合には、年金支払起算日から年金支払保証期間の終了する日までとします。）毎月、月単位の契約応当日の前日に支払います。

3. 被保険者が責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、この保険契約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、その高度障害状態（別表3）は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

4. 被保険者が責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に高度障害状態（別表3）に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始期前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、その高度障害状態（別表3）は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

(1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと

(2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと

5. 収入保障年金を支払う前に高度障害年金の支払請求を受け、高度障害年金が支払われるときは、会社は、収入保障年金を支払いません。

6. 収入保障年金が支払われた場合には、その支払後に高度障害年金の支払請求を受けても、会社は、これを支払いません。

7. 保険期間満了の日において、高度障害状態のうちの回復の見込みがないことのみが明らかでないために高度障害年金が支払われないときで、保険期間満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込みがないことが明らかになったときには、保険期間満了の日高度障害状態に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。

8. 年金が支払われる場合には、その支払事由が生じた日以後、将来に向かって次期以降の保険料の払込を要

しません。また、その支払事由が生じた時に、この保険契約にかかわる一切の権利義務が年金の受取人に承継されるものとします。

9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が収入保障年金受取人（収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、被保険者の同意を得て、保険契約者を高度障害年金の受取人とすることができます。
10. 前項に該当する場合を除き、高度障害年金の受取人を被保険者以外のものに変更することはできません。
11. 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が収入保障年金の一部の受取人であるときは、会社は、収入保障年金からその受取人に支払うこととしていた部分を除いた残額をその他の収入保障年金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
12. 収入保障年金受取人が支払事由の発生前に死亡したときは、その法定相続人を収入保障年金受取人とします。
13. 前項の規定により収入保障年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により収入保障年金受取人となった者のうち生存している他の収入保障年金受取人を収入保障年金受取人とします。
14. 収入保障年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に収入保障年金の受取人が死亡した場合には死亡した受取人の法定相続人に、高度障害年金の支払事由発生後、高度障害年金の受取人である被保険者が死亡した場合には被保険者の法定相続人に、会社は、別表54の方法により計算された年金の未支払分の現価相当額（以下「年金の未支払分の現価相当額」といいます。）を一時に支払います。この場合、保険契約（収入保障年金の受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。）は、収入保障年金の受取人または被保険者が死亡した時に消滅します。
15. 前3項により収入保障年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。
16. つぎの第1号または第2号の免責事由により収入保障年金が支払われない場合には責任準備金を、会社は、保険契約者に支払います。第3号の免責事由により収入保障年金が支払われない場合には責任準備金その他の払戻金の支払いはありません。
 - (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
 - (3) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき

（収入保障年金、高度障害年金の削減支払）

第3条 前条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態（別表3）に該当した場合で、その原因により死亡または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、収入保障年金または高度障害年金を削減して支払うことがあります。

（年金の現価相当額の一時支払）

- 第4条 年金の受取人は、会社の定める取扱条件の範囲内で、年金支払期間中、将来の年金の支払にかえて、年金の未支払分の現価相当額の全部または一部の一時支払を請求することができます。
2. 会社が、年金の未支払分の現価相当額の全部を一時に支払った場合には、保険契約は消滅します。
 3. 会社が、年金の未支払分の現価相当額の一部を一時に支払った場合には、残額にもとづき将来の年金額を変更します。
 4. 第1回の年金の支払事由に該当した日から保険期間の満了日までの期間が年金支払保証期間に満たないときは、第1条（用語の意義）の規定にかかわらず、第1回の年金の支払事由に該当した日からその日を含めて年金支払保証期間を経過するまでの期間を年金支払期間として本条を適用します。
 5. 年金の受取人が本条の請求をするときは、請求書類（別表1）を会社に提出してください。

3. 保険料の払込の免除

（保険料の払込の免除）

第5条 被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害

の状態（別表４）に該当したときを含みます。）は、会社は、将来の保険料の払込を免除します。

- ２．前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第８条（保険料の払込）第１項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- ３．保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、９．保険契約上の保全取扱に関する規定は適用しません。
- ４．保険料の払込を免除したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
- ５．保険料の払込の免除の請求については、第１３条（保険金等の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

（保険料の払込を免除しない場合）

第６条 被保険者がつぎの各号のいずれかにより前条の規定に該当した場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

- （１）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - （２）被保険者の犯罪行為によるとき
 - （３）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - （４）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - （５）被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ２．被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表４）に該当した場合で、その原因により身体障害の状態に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全額についてその払込を免除しないことがあります。
- （１）地震、噴火または津波によるとき
 - （２）戦争その他の変乱によるとき

４．責任開始期

（責任開始期）

第７条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。

- （１）保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合
第１回保険料を受け取った時
 - （２）第１回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第１回保険料相当額を受け取った時（告知前に受け取った場合には、告知の時）
- ２．前項により会社の責任が開始される日を契約日とします。
- ３．保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
- ４．会社が保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を発行します。
- ５．前項に定める保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
- （１）会社名
 - （２）保険契約者の氏名または名称
 - （３）被保険者の氏名
 - （４）年金の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - （５）年金の名称および金額
 - （６）保険期間
 - （７）契約日
 - （８）保険料およびその払込方法
 - （９）保険証券を作成した年月日

５．保険料の払込

（保険料の払込）

第８条 第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第９条（保険料の払込方法（経路））第１項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

- (1) 払込方法（回数）が月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- (2) 払込方法（回数）が年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
2. 前項で払い込むべき保険料は、それぞれの契約応当日からその翌契約応当日の前日までの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
3. 第1項の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
4. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに年金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料を年金から差し引きします。
5. 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
6. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第11条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第3項の規定を準用します。

（保険料の払込方法（経路））

- 第9条 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 - (2) 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
 - (3) 所属団体または集団を経由して払い込む方法（所属団体または集団と会社との間に団体取扱契約または集団取扱契約が締結されている場合に限りです。）
 - (4) 金融機関等の会社の指定した口座に振り込むことにより払い込む方法
 - (5) 会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所に持参して払い込む方法
2. 保険契約者は、会社に申し出て、会社が承諾することにより、第1項各号の保険料の払込方法（経路）を相互に変更することができます。
3. 保険料の払込方法（経路）が第1項第1号、第2号または第3号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、前項の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所に払い込んでください。

6. 猶予期間および保険契約の失効

（猶予期間および保険契約の失効）

- 第10条 第2回以後の保険料の払込については、つぎのとおり猶予期間があります。
- (1) 月払契約の場合、払込期月の翌月初日から末日まで
 - (2) 年払契約の場合、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（年単位の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います。

（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 第11条 猶予期間中に年金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を年金から差し引きします。
2. 年金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、年金を支払いません。
3. 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、保険契約の保険料の払込を免除しません。

7. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

- 第12条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて3年以内は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約の請求があったときには保険契約を復活することはできません。
2. 保険契約者が本条の復活を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 会社が本条の復活を承諾したときは、保険契約者は、会社の指定した日までに、復活時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んでください。
4. 会社が本条の復活を承諾した場合には、保険証券の発行を行わず、復活日を記載した書面により通知します。
5. 第7条（責任開始期）の規定は、本条の場合に準用します。この場合、第7条第2項の「契約日」は「復活日」と読み替えます。

8. 年金等の請求、支払時期および支払場所

（年金等の請求、支払時期および支払場所）

- 第13条 年金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた年金の受取人は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して年金を請求してください。
3. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含む。以下「団体」といいます。）を保険契約者および収入保障年金受取人とし、その団体から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の年金の全部またはその相当部分を遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、収入保障年金または高度障害年金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。
- (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
- (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
- (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類
4. 年金は、第2項の必要書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内または第2条（年金の支払）第2項に定める年金の支払日のいずれか遅い日に、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所で支払います。
5. 年金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から年金請求時までに会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金を支払うべき期限は、第2項の必要書類が会社に到達した日から45日を経過する日とします。
- (1) 年金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の死亡または第2条（年金の支払）所定の高度障害状態（別表3）に該当する事実の有無
- (2) 年金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
年金の支払事由が発生した原因
- (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第28条（重大事由による解除）第1項第3号ア. からオ. までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは収入保障年金受取人の保険契約締結の目的もしくは年金請求の意図に関する保険契約の締結時から年金請求時までにおける事実
6. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、年金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日

- (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
7. 前項の規定については平成26年7月1日以降の契約日の保険契約に適用します。
8. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、年金を請求した者（2人以上いる場合には、その代表者）に通知します。
9. 第5項または第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金を支払いません。
10. 第2項の年金の請求を受け、第1回の収入保障年金または高度障害年金を支払ったときは、会社は年金の受取人に年金証書を交付します。

9. 保険契約上の保全取扱

（保険料払込方法（回数）の変更）

- 第14条 保険契約者は、年払または月払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。
2. 保険契約者が、本条の変更を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

（年金月額の減額）

- 第15条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、年金月額の減額を請求することができます。
2. 保険契約者が本条の減額を請求するときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。
3. 本条の規定によって、年金月額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取扱います。
4. 本条の減額を行ったときは、将来の保険料を改めます。
5. 本条の減額を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
6. 本条の減額は、減額後の年金月額が会社の定める金額を下回る場合は取り扱いません。

10. 保険契約者の住所の変更

（保険契約者の住所の変更）

- 第16条 保険契約者が住所（通信先を含みます。以下同じ。）を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最後の住所あてに発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

11. 収入保障年金受取人または保険契約者の変更

（会社への通知による収入保障年金受取人の変更）

- 第17条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、収入保障年金受取人を変更することができます。
2. 前項の場合、保険契約者は、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の収入保障年金受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の収入保障年金受取人から年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による収入保障年金受取人の変更)

- 第18条 前条に定めるほか、保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、収入保障年金受取人を変更することができます。
2. 前項の収入保障年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 前2項による収入保障年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をする場合、保険契約者の相続人は、必要書類(別表1)を会社に提出してください。

(保険契約者の変更)

- 第19条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、必要書類(別表1)を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

12. 保険契約者または収入保障年金受取人

(年金の分割割合)

- 第20条 収入保障年金受取人が2人以上の場合で、年金の分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合とします。ただし、法定相続人が収入保障年金受取人と指定された場合で、その者が2人以上であるときは、会社は、法定相続分の割合により収入保障年金を収入保障年金受取人に支払います。

(保険契約者または収入保障年金受取人の代表者)

- 第21条 保険契約について、保険契約者または収入保障年金受取人が2人以上あるときは、各代表者1人を定めてください。その代表者は、それぞれ他の保険契約者または収入保障年金受取人を代理するものとします。
2. 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者または収入保障年金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上ある場合には、その責任は連帯とします。

13. 年金受取人による保険契約の存続

(年金受取人による保険契約の存続)

- 第22条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす収入保障年金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社はその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
- (2) 保険契約者でないこと
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金の支払事由が生じ、会社が年金を支払うべきときは、年金にかえて年金の現価相当額の一時支払の方法により取り扱うものとし、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に一括して支払います。

14. 保険契約の無効・取消し

（詐欺による取消し）

第23条 保険契約者、被保険者または収入保障年金受取人の詐欺により保険契約の締結または復活が行われたときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（不法取得目的による無効）

第24条 保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に年金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、その保険契約は無効とし、受け取った保険料は払い戻しません。

15. 告知義務

（告知義務）

第25条 保険契約の締結または復活の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち会社所定の書面で質問した事項について、保険契約者または被保険者はその書面で告知してください。また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

（告知義務違反による解除）

第26条 保険契約者または被保険者が、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。

2. 会社は、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、前項の規定により、保険契約を解除することができます。この場合、会社は、年金の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに年金の支払を行っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。

3. 前項の規定にかかわらず、年金の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその年金の受取人が証明したときは、年金を支払いまたは保険料の払込を免除します。

4. 保険契約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金の受取人に解除の通知をします。

5. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは、これを保険契約者に支払います。

（保険契約を解除できない場合）

第27条 会社は、つぎのいずれかの場合には、保険契約を解除することができません。

- (1) 会社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において、「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第25条の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第25条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期（復活が行われた場合には、最後の復活の際の責任開始期）の属する日からその日を含めて2年を超えて継続したとき。ただし、解除の原因となる事実によって、責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内に年金の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が、第25条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。

(重大事由による解除)

第28条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約を解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者（収入保障年金の場合は被保険者を除きます。）または年金の受取人が、この保険契約の年金を詐取する目的または他人に年金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の年金の請求に関し、年金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または年金の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ア. 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者または年金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、年金の支払事由が発生した後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による年金（第1項第3号のみに該当した場合で、第1項第3号ア. からオ. までに該当した者が年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、年金のうち、その受取人に支払われるべき年金をいいます。以下、本項について同じ。）は支払いません。また、この場合に、すでに年金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
3. 本条の規定により保険契約が解除された場合には、会社は、解約払戻金があるときは解約払戻金（年金の支払事由発生後は、年金の未支払分の現価相当額の全部についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額）を保険契約者（年金の支払事由発生後は、年金の受取人）に支払います。
4. 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分については前項の規定を適用します。

16. 被保険者の業務の変更等の場合

(被保険者の業務の変更等の場合)

第29条 被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこに転居しもしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、また、特別の保険料を請求しないで保険契約上の責任を負います。

17. 解約

(解約)

第30条 保険契約者は、年金の支払事由が発生するまでは、将来に向かって保険契約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

18. 払戻金および未経過保険料の返還

（払戻金）

第31条 保険料払込期間中の場合は、この保険契約については解約払戻金はありません。ただし、保険料払込期間経過後の場合で、かつ保険契約のすべての保険料が払い込まれているときは、その経過した年月数により解約払戻金を計算します。

2. 責任準備金は、経過した年月数により計算します。

3. 本条の払戻金の支払時期および支払場所については、第13条（年金等の請求、支払時期および支払場所）の支払時期および支払場所に関する規定を準用します。

（未経過保険料の返還）

第32条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月を超える場合で、保険契約が消滅したときまたは前条の責任準備金を支払うときには、その保険料期間満了までの未経過月数（月未満切り捨て）に対応する保険料を保険契約者に返還します。

2. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間に保険契約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

19. 契約年齢の計算および契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理

（契約年齢の計算）

第33条 被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、切り捨てます。

2. 保険契約締結後の被保険者の年齢は、前項の契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

（契約年齢、性別または健康状態（血圧等）の誤りの処理）

第34条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時会社の定める範囲外であったときは保険契約は無効とし、その他のときは誤りのあった年齢に基づく保険料と正しい年齢に基づく保険料との差額を授受し、年齢および将来の保険料を改めます。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、誤りのあった性別に基づく保険料と正しい性別に基づく保険料との差額を授受し、性別および将来の保険料を改めます。

3. 告知書に記載された被保険者の健康状態のうち、血圧または喫煙歴に誤りがあった場合には、つぎの方法により取り扱います。

(1) 年金の支払事由が生じる前に誤りが発見された場合は、誤りがあった血圧および喫煙歴に基づく保険料と正しい血圧および喫煙歴に基づく保険料との差額を授受し、血圧および喫煙歴ならびに将来の保険料を改め、無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）普通保険約款を適用します。

(2) 年金の支払事由が生じた後に誤りが発見された場合は、誤りがあった血圧および喫煙歴に基づく保険料と正しい血圧および喫煙歴に基づく保険料との差額を保険契約者に支払います。

20. 契約者配当

（契約者配当）

第35条 この保険契約に対する契約者配当はありません。

21. 時効

（時効）

第36条 年金、払戻金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになったときから3年間請求がない場合には消滅します。

22. 管轄裁判所

（管轄裁判所）

- 第37条 この保険契約における年金の請求に関する訴訟については、会社の日本における主たる店舗の所在地または年金の受取人（年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地を管轄する高等裁判所（本庁とします。）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

23. 契約内容の登録

（契約内容の登録）

- 第38条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下、「協会」といいます。）に登録します。
- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下、本項および第2項において同じとします。）に第1回収入保障年金の支払事由が生じた場合に支払うべき年金の未支払分の現価相当額
 - (3) 契約日
 - (4) 当会社名
2. 前項の登録の期間は、契約日から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。以下、本条において同じとします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下、本条において同じとします。）の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同じ。）から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業共同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

ストレス性疾病保障付就業不能保障特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 用語の意義
- 第2条 特約年金の支払
- 第3条 複数の事由で就業不能状態になった場合等の取扱
- 第4条 特約年金の現価相当額の一時支払
- 第5条 特約の保険料の払込の免除
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込
- 第8条 特約の失効
- 第9条 猶予期間中に保険事故が発生した場合
- 第10条 特約の復活
- 第11条 特約の年金等の請求、支払時期および支払場所
- 第12条 特約年金月額額の減額
- 第13条 特約の責任開始日から90日を経過する日以前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱
- 第14条 告知義務および告知義務違反
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 特約の解約
- 第17条 特約の払戻金
- 第18条 債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に特約年金の支払事由が生じた場合の取扱い
- 第19条 特約の消滅とみなす場合
- 第20条 生存支払保証期間が適用される場合および特約年金の支払事由に該当した日以後に主契約の全部について消滅事由が発生した場合の取扱い
- 第21条 特約年金の支払事由に該当した日以後の年金受取人の変更
- 第22条 主契約の内容変更に伴う特約の取扱
- 第23条 主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱
- 第24条 未経過保険料の返還
- 第25条 契約者配当
- 第26条 管轄裁判所
- 第27条 主約款の規定の準用

ストレス性疾病保障付 就業不能保障特約

(平成26年 7 月 1 日実施)

(この特約の主な内容)

- (1) この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に、5 疾病（悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中、肝硬変または慢性腎不全）により所定の就業不能状態に該当したとき、または不慮の事故による傷害を原因として所定の障害状態になったときに、就業不能年金を支払うこと、またはストレス性疾病による所定の状態になったときにストレス性疾病年金を支払うことを主な内容とするものです。
- (2) 就業不能年金またはストレス性疾病年金は、特約年金支払期間中、月ごとに支払います。ただし、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年金を支払うこととなった場合を除きます。
- (3) この特約の保険料率は、主契約の型と同じの型の保険料率を適用します。

(用語の意義)

第 1 条 この特約条項において使用されるつぎの用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の意義				
5 疾病	悪性新生物（別表55）、急性心筋梗塞（別表49）、脳卒中（別表50）、肝硬変（別表52）または慢性腎不全（別表53）をいいます。				
就業不能状態	つぎの(1)または(2)のいずれかの状態をいいます。ただし、死亡した後および5 疾病が治癒した後は、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。 (1) 5 疾病の治療を目的として、病院または診療所（別表 9）において入院（別表 8）している状態。 (2) 5 疾病により、医師（日本の医師の資格を持つ者をいい、被保険者が日本の医師の資格を持つ者である場合は、被保険者以外の日本の医師の資格を持つ者をいいます。以下同じ。）の指示を受けて自宅等で療養しており、職種を問わず、すべての業務に従事できない状態。				
生存支払保証期間	主契約の支払事由に該当しない限り就業不能年金を支払う最低保証年数として、この特約の締結の際、会社の定める期間内で保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。				
特約年金月額	就業不能年金またはストレス性疾病年金を月ごとに支払う金額として、この特約の締結の際、会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約年金月額が変更された場合は、変更後の金額をいいます。				
特約年金支払期間	就業不能年金またはストレス性疾病年金を支払う期間として、この特約の締結の際、会社の定める期間内で保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。特約年金支払期間は、その年金の種類に応じてつぎのとおりとなります。 <table><tr><td>就業不能年金</td><td>第 1 回就業不能年金の支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。以下同じ。）からその日を含めて保険期間の満了日まで。</td></tr><tr><td>ストレス性疾病年金</td><td>第 1 回ストレス性疾病年金の支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日からその日を含めてこの特約締結時に保険契約者の申出によって定めた期間を経過する日まで。</td></tr></table>	就業不能年金	第 1 回就業不能年金の支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。以下同じ。）からその日を含めて保険期間の満了日まで。	ストレス性疾病年金	第 1 回ストレス性疾病年金の支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日からその日を含めてこの特約締結時に保険契約者の申出によって定めた期間を経過する日まで。
就業不能年金	第 1 回就業不能年金の支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日とします。以下同じ。）からその日を含めて保険期間の満了日まで。				
ストレス性疾病年金	第 1 回ストレス性疾病年金の支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日からその日を含めてこの特約締結時に保険契約者の申出によって定めた期間を経過する日まで。				

(特約年金の支払)

第2条 この特約において支払う特約年金はつぎのとおりです。

(1) 第1回就業不能年金

支払額	特約年金月額
受取人	被保険者
年金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者がつぎのア．またはイ．のいずれかの事由に該当したとき。 ア．被保険者がつぎの（ア）および（イ）のすべてを満たす状態に該当したとき。 （ア）つぎのa．からc．のいずれかに該当したこと。 a．この特約の責任開始日（復活が行われた場合は最後の復活日。以下同じ。）からその日を含めて90日を経過する日以前（責任開始期前を含みます。）に悪性新生物（別表55）に罹患したことがなく、かつ、責任開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日以後、この特約の保険期間中に悪性新生物（別表55）に罹患し、医師により病理組織学的所見（生検）によって診断確定されたこと（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的な所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。）。 b．この特約の責任開始期（復活が行われた場合は最後の復活の際の責任開始期。以下同じ。）以後の保険期間中に急性心筋梗塞（別表49）または脳卒中（別表50）を発病したと、医師によって診断されたこと。 c．この特約の責任開始期以後の保険期間中に肝硬変（別表52）または慢性腎不全（別表53）の状態になったと、医師によって診断されたこと。 （イ）前（ア）の5疾病を直接の原因としてこの特約の保険期間中に就業不能状態に該当し、かつ、その就業不能状態がこの特約の保険期間中に該当した日を含めて60日をこえて継続したと、医師によって診断されたこと。 イ．被保険者がこの特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4）に該当したとき（責任開始期前にすでにあった障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態に該当したときを含みます。）
支払事由に該当しても年金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	つぎのいずれかにより上記の支払事由イ．が生じたとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 エ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 オ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(2) 第1回ストレス性疾病年金

支払額	特約年金月額
受取人	被保険者
支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中につぎの条件のすべてを満たす入院をしたとき ア．その入院が責任開始期以後に発病したストレス性疾病（別表47）を直接の原因とする入院であること イ．その入院がストレス性疾病（別表47）の治療を目的とすること ウ．その入院が病院または診療所（別表9）における入院であること エ．その入院日数が、契約締結時に定めた不担保期間（ストレス性疾病年金の保障の対象とならない期間をいい、入院を開始した日を含めて計算します。以下同じ。）をこえる入院であること

(3) 第2回以後特約年金

支払額	支払事由に該当するごとに、特約年金月額
受取人	被保険者
支払事由	第1回就業不能年金または第1回ストレス性疾病年金（以下「第1回特約年金」といいます。）が支払われた場合において、被保険者が第1回特約年金を支払った日の特約年金支払期間中の月単位の応当日（応当日がない月の場合は、その月の末日とします。）が到来したとき。

2. 特約年金は、特約年金の支払事由に該当した日の直後に到来する月単位の契約応当日の前日を第1回の特約年金の支払日とし、以後保険期間満了日まで（ただし、特約年金支払期間が生存支払保証期間に満たない場合には、支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日から生存支払保証期間の終了する日までとします。）毎月、月単位の契約応当日の前日に支払います。
3. 第1項の規定にかかわらず、会社が主契約の年金の請求を受け、その年金を支払うこととなったときは、被保険者が主契約の年金の支払事由に該当した日以後の特約年金を支払いません。
4. 第1項の規定にかかわらず、会社が就業不能年金の請求を受け、その年金を支払うこととなったときは、被保険者が就業不能年金の支払事由に該当した日以後のストレス性疾病年金を支払いません。
5. 前2項の場合を除き、特約年金の支払事由に該当した日以後に主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生したときは、その消滅事由の発生日以後の特約年金支払期間中は、前2項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由に該当した日に被保険者が生存している場合に限り、その特約年金を支払います。
6. 第1回就業不能年金の支払は、5疾病の種類、身体障害の状態（別表4）および支払事由の如何にかかわらず、この特約の保険期間を通じて1回を限度とします。
7. 第1回ストレス性疾病年金の支払は、疾病の種類および支払事由の如何にかかわらず、この特約の保険期間を通じて1回を限度とし、第1回ストレス性疾病年金の支払事由に該当後、会社は、当該支払事由にかかる部分を除外した保険料に変更します。
8. 主契約の年金、就業不能年金およびストレス性疾病年金は同一の年金支払日に重複して支払いません。
9. 第1回就業不能年金または第1回ストレス性疾病年金を支払うこととなった場合、その支払事由に該当した日とは、下表のとおりとします。

	支払事由	支払事由に該当した日
(1)	第1項(1)の支払事由ア.に該当した場合	第1回就業不能年金の支払対象となる就業不能状態に該当した日からその日を含めて61日目に当たる日
(2)	第1項(1)の支払事由イ.に該当した場合	第1回就業不能年金の支払対象となる身体障害の状態（別表4）に該当した日
(3)	第1項(2)の支払事由に該当した場合	第1回ストレス性疾病年金の支払対象となる入院を開始した日からその日を含めて契約締結時に定めた不担保期間を経過した日の翌日

10. 被保険者の就業不能状態が継続している間に保険期間が満了し、かつ、保険期間の満了日からその日を含めて61日目に当たる日以前にその就業不能状態が60日をこえて継続した場合には、この特約の有効中にその就業不能状態が60日をこえて継続したものとみなして、本条の規定を適用します。
11. 被保険者のストレス性疾病による入院が継続している間に保険期間が満了し、かつ、保険期間の満了日からその日を含めて契約締結時に定めた不担保期間をこえる日以前にその入院が不担保期間をこえて継続した場合には、この特約の有効中にその入院が不担保期間をこえて継続したものとみなして、本条の規定を適用します。
12. 被保険者が責任開始期前に生じた疾病を原因として就業不能状態となった場合（入院した場合を含みます。以下本項において同じ。）でも、つぎの各号のときは、その就業不能状態は責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、第1項（1）に定める第1回就業不能年金の支払事由ア.の原因となった5疾病が悪性新生物（別表55）である場合は、本項を適用しません。
 - (1) 責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に就業不能状態となったとき
 - (2) この特約の締結の際に、その疾病の告知があったとき
 - (3) その疾病に関して、責任開始期前に、被保険者がつぎの①および②のすべてを満たすとき。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - ① 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - ② 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと

13. 会社が特約年金を支払った後に、主契約の年金の請求を受け、その年金を支払うこととなった場合で、既に支払った特約年金の支払事由が生じた日以前に被保険者が主契約の年金の支払事由に該当していたことが明らかとなったときは、会社は、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、月払給付される主契約の年金から既に支払った特約年金を差し引きます。
14. 保険契約者、被保険者または特約年金の受取人の故意または重大な過失によって、就業不能状態が延長した場合には、当会社は、その影響がなかったときに相当する就業不能状態を認定したうえで、本条の規定を適用します。
15. 被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表4）に該当した場合で、その原因により身体障害に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、特約年金を削減して支払うかまたは特約年金を支払わないことがあります。
 - (1) 地震、噴火または津波によるとき
 - (2) 戦争その他の変乱によるとき
16. 保険契約者が法人の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は被保険者の同意を得て、保険契約者を特約年金の受取人とすることができます。
17. 前項に該当する場合を除き、特約年金の受取人を被保険者以外のものに変更することはできません。

（複数の事由で就業不能状態になった場合等の取扱）

- 第3条 会社は、被保険者が第2条（特約年金の支払）第1項(1)ア．（ア）に定める事由により就業不能状態となった時に、第1回就業不能年金の支払事由の原因となる他の5疾病を併発していたとき、またはその就業不能状態が継続している間に第1回就業不能年金の支払事由の原因となる他の5疾病を併発したときは、その就業不能状態の開始の直接の原因となった5疾病により、その就業不能状態が継続したものとみなして、第2条（特約年金の支払）第1項(1)ア．の規定を適用します。
2. 会社は、被保険者が第2条（特約年金の支払）第1項(2)に定める入院を開始した時に、第1回ストレス性疾病年金の支払事由の原因となる他の疾病を併発していたとき、またはその入院が継続している間に第1回ストレス性疾病年金の支払事由の原因となる他の疾病を併発したときは、その入院の開始の直接の原因となった疾病により、その入院が継続したものとみなして、第2条（特約年金の支払）第1項(2)の規定を適用します。

（特約年金の現価相当額の一時支払）

- 第4条 第2条（特約年金の支払）第2項の規定により、生存支払保証期間が適用される場合で、保険期間が満了した後、被保険者が特約年金支払期間の満了日までに死亡したときは、会社は、特約年金支払期間中の将来の特約年金の支払にかえて、別表54の方法により計算された特約年金の未支払分の現価相当額（以下特約年金の未支払分の現価相当額といいます。）を一時に支払います。
2. 前項の場合、特約年金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
3. 第1項の規定により、会社が特約年金の未支払分の現価相当額を一時に支払った場合には、この特約は消滅します。

（特約の保険料の払込の免除）

- 第5条 会社は、主約款の規定を準用して、この特約の保険料の払込免除の取扱をします。

（特約の締結および責任開始期）

- 第6条 保険契約者は、主契約の締結の際、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込）

- 第7条 この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間を限度とし、会社所定の範囲内で定めます。
2. この特約の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを要します。
3. 前項の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日以後末日までにこの特約の年金の支払事由が生じた場合には、会社は、未払込保険料をこの特約の年金から差し引きます。ただし、年金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
4. 前項の場合、未払込保険料の払込については、第9条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第2項の規定を準用します。
5. 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、猶予期間満了日の翌

日に解約されたものとします。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

第9条 猶予期間中に、この特約の年金の支払事由が生じた場合には、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料をこの特約の年金から差し引きます。

2. 年金が前項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに、未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、年金を支払いません。
3. 猶予期間中にこの特約の保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、この特約は猶予期間満了日の翌日から効力を失い、会社は、この特約の保険料の払込を免除しません。

(特約の復活)

第10条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の年金等の請求、支払時期および支払場所)

第11条 この特約の年金の支払事由が生じたときまたは特約の保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、遅滞なく会社へ通知してください。

2. 支払事由が生じたこの特約の年金の受取人（特約の保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに必要書類（別表1）を提出してこの特約の年金（または特約の保険料の払込の免除）を請求してください。
3. 主約款に定める年金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の年金の支払の場合に準用します。

(特約年金月額額の減額)

第12条 保険契約者は、将来に向かって特約年金月額を減額することができます。ただし、減額後の特約年金月額は、会社の定める範囲内であることを要します。

2. 前項の規定によって、特約年金月額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取扱います。

(特約の責任開始日から90日を経過する日以前に悪性新生物と診断確定された場合の取扱)

第13条 被保険者がこの特約の責任開始日（復活における責任開始日を除きます。）からその日を含めて90日を経過する日以前に悪性新生物（別表55）に罹患し、医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から会社へ申出があったときは、この特約を無効とします。

2. 前項の規定によりこの特約が無効となったときは、会社は、第24条（未経過保険料の返還）の規定にかかわらず、既に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。
3. 第1項の規定にかかわらず、つぎのいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しません。
 - (1) 次条または第15条（重大事由による解除）の規定により、会社がこの特約を解除することができるとき
 - (2) 第19条（特約の消滅とみなす場合）の規定により、この特約が消滅したものとみなされるとき
 - (3) 会社がこの特約による第1回特約年金の請求を受け、その年金を支払うこととなったとき
4. 被保険者がこの特約の復活における責任開始日からその日を含めて90日を経過する日以前に悪性新生物（別表55）に罹患し、医師により診断確定された場合で、その診断確定の日からその日を含めて6か月以内に保険契約者から会社へ申出があったときは、この特約の復活を無効とします。
5. 第4項の規定によりこの特約の復活が無効となったときは、会社は、第24条（未経過保険料の返還）の規定にかかわらず、その復活の際に払い込まれたこの特約の延滞保険料およびその復活後に払い込まれたこの特約の保険料を保険契約者に払い戻します。

6. 第3項の規定は、第4項の適用にあたって準用します。この場合において、第3項の規定中「第1項」とあるのを「第4項」と読み替えます。

(告知義務および告知義務違反)

第14条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第15条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

2. 前項の規定にかかわらず、生存支払保証期間が適用される場合で、保険期間が満了した後に主約款の規定によりこの特約が解除されたときしたときの支払額は、特約年金の未支払分の現価相当額とします。

(特約の解約)

第16条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 保険契約者が本条の請求をするときは、必要書類（別表1）を会社に提出してください。

3. 本条の解約を行ったときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の払戻金)

第17条 この特約の保険料払込期間中の解約払戻金はありません。保険料払込期間経過後は、解約払戻金は、経過した年月数により計算されます。ただし、保険料払込期間の満了日までの保険料が払い込まれていない場合は、解約払戻金はありません。

2. この特約が第19条（特約の消滅とみなす場合）第1項の規定により消滅したときは、前項と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

3. 前項の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の年金の支払事由に該当した場合および主契約の責任準備金その他の払戻金がない場合には、この特約の責任準備金その他の払戻金はありません。

(債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に特約年金の支払事由が生じた場合の取扱い)

第18条 債権者等による解約の通知が会社に到達し、かつ、主約款の規定により解約の効力が生じるまでまたは主約款の規定により効力が生じなくなるまでに、特約年金の支払事由が生じたときは、主約款の規定にかかわらず、責任準備金を限度として主約款に規定する債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払います。

2. 前項の場合、責任準備金から債権者等に支払った金額を差し引いた残額は一時に特約年金の受取人に支払い、この特約は特約年金の支払事由の発生時に消滅します。

(特約の消滅とみなす場合)

第19条 主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生したときは、この特約は消滅したものとみなします。

2. 主契約の年金の支払事由が発生したときは、この特約はその年金の支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

3. 第1項の規定にかかわらず、特約年金の支払事由に該当した日以後は、主契約の年金の支払事由に該当した場合を除き、主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生した場合でも、この特約は消滅しないものとします。

4. 特約年金支払期間中の最終回の就業不能年金を会社が支払ったとき、または前項の場合で、特約年金支払期間中に被保険者が死亡したときは、この特約は消滅します。

(生存支払保証期間が適用される場合および特約年金の支払事由に該当した日以後に主契約の全部について消滅事由が発生した場合の取扱い)

第20条 第2条（特約年金の支払）第2項の規定により、生存支払保証期間が適用されるときは、つぎの（1）から（5）のとおり取り扱います。

（1）保険期間が満了した場合であっても、主契約、この特約、3大疾病保険料払込免除特約および指定代理請求特約は消滅しないものとします。ただし、主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項の規定は、（3）に定める規定を除き、保険期間が満了した時に主契約が消滅するものとみなして、これを適用します。

- (2) 保険期間が満了した時に、保険契約上の一切の権利義務が特約年金の受取人に承継されます。
- (3) 主約款に定めるつぎの規定は、保険期間が満了した時以後も、なおその効力を有します。
- ① 保険料の払込に関する規定
 - ② 年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定
 - ③ 詐欺による取消に関する規定
 - ④ 不法取得目的による無効に関する規定
 - ⑤ 告知義務および告知義務違反に関する規定
 - ⑥ 重大事由による解除に関する規定
 - ⑦ 保険契約者の代表者および住所の変更にに関する規定
 - ⑧ 管轄裁判所に関する規定
 - ⑨ 時効に関する規定
- (4) 前号の場合において、主約款に定める保険契約者の住所の変更にに関する規定中「保険契約者」とあるのは「ストレス性疾病保障付就業不能保障特約条項に定める特約年金の受取人」と読み替えます。
- (5) 特約年金支払期間中の最終回の就業不能年金を会社が支払ったとき、または保険期間が満了した時以後に被保険者が死亡したときは、主契約、この特約および指定代理請求特約は消滅します。
2. 前項の規定は、特約年金の支払事由に該当した日以後に主契約の全部について解約その他の消滅事由が発生した場合に準用します。この場合において、前項の規定中「保険期間が満了した」とあるのは「主契約の全部について消滅事由が発生した」と読み替えます。

(特約年金の支払事由に該当した日以後の年金受取人の変更)

- 第21条 保険契約者が法人で、かつ、特約年金の受取人である場合は、保険契約者は、特約年金の支払事由に該当した日以後、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、特約年金の受取人を被保険者に変更することができます。
2. 前項の通知が会社に到達する前に変更前の特約年金の受取人に特約年金を支払ったときは、その支払後に特約年金の受取人からその特約年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
3. 本条の規定により特約年金の受取人を変更するときは、保険契約者は、会社所定の書類（別表1）を提出してください。

(主契約の内容変更に伴う特約の取扱)

- 第22条 主契約の年金月額を変更した場合に、減額後の主契約の年金月額に対するこの特約の特約年金月額の割合が会社所定の限度をこえることとなるときは、その限度までこの特約の特約年金月額を減額します。ただし、減額後のその特約年金月額が会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
2. 前項の規定により、特約年金月額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとします。

(主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合の取扱)

- 第23条 主契約にリビング・ニーズ特約が付加されている場合で、特約保険金の支払により主契約が消滅したものとときは、第2条（特約年金の支払）第3項および第19条（特約の消滅とみなす場合）第3項の主契約の年金には、特約保険金を含むものとします。

(未経過保険料の返還)

- 第24条 保険契約が年払、かつ既に払い込まれた保険料期間の満了までの期間が1か月を超える場合で、この特約が消滅したときは、その保険料期間満了までの未経過月数（月末満切り捨て）に対応する保険料を返還します。
2. 前項の「消滅」には、第1回ストレス性疾病年金の支払事由に該当した場合を含むものとします。この場合、当該事由にかかる部分の保険料について前項を適用します。
3. 保険料の払込が免除されている保険契約には、保険料の払込の免除事由発生時以前に払い込まれた保険料期間の満了までの間にこの特約が消滅したときを除き、前項の規定を適用しません。

(契約者配当)

- 第25条 この特約に対する契約者配当はありません。

（管轄裁判所）

第26条 この特約における特約年金または特約の保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

【備考】

1. ストレス性疾病

別表 47 に定める疾病をいいます。ただし、別表 47 に定める疾病であることの診断は、疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績、手術所見等に基づく医学的な総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。したがって、他覚所見のないものは除きます。

2. 同一のストレス性疾病

別表 47 中、異なる疾病名に含まれる場合でも、医学上重要な関係があると会社が認めたストレス性疾病については、同一のストレス性疾病として取り扱います。

3. 治療を目的とする入院

「治療を目的とする入院」とは、治療のための入院をいい、例えば、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査、単なる疲労、通院不便などのための入院は該当しません。

3 大疾病保険料払込免除特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 保険料の払込の免除
- 第2条 特約の締結および責任開始期
- 第3条 特約の保険期間
- 第4条 保険料率
- 第5条 特約の失効
- 第6条 特約の復活
- 第7条 保険料の払込の免除の請求手続
- 第8条 特約の消滅
- 第9条 告知義務および告知義務違反
- 第10条 重大事由による解除
- 第11条 特約の解約
- 第12条 契約者配当
- 第13条 管轄裁判所
- 第14条 主約款の規定の準用

3 大疾病保険料払込免除特約

(平成26年 7 月 1 日実施)

(この特約の主な内容)

- (1) この特約は、被保険者が悪性新生物と診断確定、または急性心筋梗塞もしくは脳卒中にて入院を開始した場合に、将来に向かって次期以降の保険料の払込を免除することを主な内容とするものです。
- (2) この特約の保険料率は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の型と同じ型の保険料率を適用します。

(保険料の払込の免除)

第1条 主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）が、つぎの保険料の払込の免除事由に該当したときは、会社は、将来の主契約および主契約に付加された特約（以下「主特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。

名称	保険料の払込の免除事由
保険料の払込の免除	つぎのいずれかに該当したとき (1) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に、責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（別表55）に罹患し医師によって病理組織学所見（生検）により診断確定されたこと（病理組織学所見（生検）による診断確定については、病理組織学所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。） (2) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に急性心筋梗塞（別表49）を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表9）への入院（別表8）を開始したこと (3) 被保険者がこの特約の責任開始期以後の保険期間中に脳卒中（別表50）を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表9）への入院（別表8）を開始したこと

2. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病を原因として責任開始期以後に第1項(2)または(3)に該当した場合でも、この特約の締結の際に、その疾病の告知があった場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
3. 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた疾病を原因としてこの特約の責任開始期以後に第1項(2)または(3)に該当した場合でも、その疾病に関して、責任開始期前に、被保険者がつぎの各号のすべてを満たす場合には、責任開始期以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。ただし、その疾病による症状について保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
 - (1) 医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがないこと
 - (2) 検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがないこと
4. 第1項(1)の規定にかかわらず、被保険者がこの特約の責任開始の日からその日を含めて90日（以下、本項において「90日」といいます。）以内に悪性新生物（別表55）と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物（別表55）の90日経過後の再発・転移等が認められる場合を含みます。）には、保険料の払込の免除は行いません。
5. 第1項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
6. 保険料の払込が免除された後の保険契約上の保全取扱に関する主約款の規定は、この特約により主契約および主特約の保険料の払込が免除された場合に準用します。

(特約の締結および責任開始期)

第2条 保険契約者は、主契約の締結の際、この特約を主契約に付加して締結することができます。

2. この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

(特約の保険期間)

第3条 この特約の保険期間は、主契約の保険期間と同一とします。

(保険料率)

第4条 この特約が付加された場合、主契約および主特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

（特約の失効）

第5条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第6条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（保険料の払込の免除の請求手続）

第7条 保険料の払込の免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社へ通知してください。

2. 保険料の払込の免除事由が生じた保険契約者は、すみやかに必要書類（別表1）を提出して保険料の払込の免除を請求してください。

3. 主約款に定める年金等の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、本条の保険料の払込の免除の請求の場合に準用します。

（特約の消滅）

第8条 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

（1）主契約が消滅したとき

（2）被保険者が死亡したとき、または高度障害状態（別表3）に該当し、高度障害年金が支払われたとき

（告知義務および告知義務違反）

第9条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

（重大事由による解除）

第10条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

（特約の解約）

第11条 この特約のみの解約は取扱いません。

（契約者配当）

第12条 この特約に対する契約者配当はありません。

（管轄裁判所）

第13条 この特約における保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

（主約款の規定の準用）

第14条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

リビング・ニーズ特約 目次

この特約の主な内容

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金を支払わない場合
- 第3条 特約保険金の削減支払
- 第4条 特約保険金の請求、支払時期および支払場所
- 第5条 特約の締結および責任開始期
- 第6条 特約の保険料の払込
- 第7条 特約の失効
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の解約
- 第10条 特約の払戻金
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 告知義務および告知義務違反
- 第13条 重大事由による解除
- 第14条 契約者配当
- 第15条 管轄裁判所
- 第16条 主契約が定期保険契約の場合の特則
- 第17条 主契約がガン保険契約もしくはガン保険（2001）契約の場合の特則
- 第18条 主契約が心臓病保険契約の場合の特則
- 第19条 主契約が終身ガン保険契約の場合の特則
- 第20条 主契約が医療保険契約もしくは医療保険（2002）契約の場合の特則
- 第21条 主契約が終身医療保険（2006）契約の場合の特則
- 第22条 主契約がガン保険（2007）契約の場合の特則
- 第23条 主契約が無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）
契約の場合の特則
- 第24条 保険金削減支払法による特別条件が適用されている場合の特則
- 第25条 更新契約でかつ指定代理請求特約が付加されていない場合の特則
- 第26条 主契約に質権が設定されている場合の特則
- 第27条 主約款の規定の準用

リビング・ニーズ特約

(平成8年10月1日実施／平成26年7月1日改正)

(この特約の主な内容)

この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを主な内容とするものです。

(特約保険金の支払)

- 第1条 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、特約保険金を特約保険金の受取人である被保険者に支払います。ただし、第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める必要書類が会社に到達しない限り、会社は、特約保険金を支払いません。
2. 前項の特約保険金の保険金額は、死亡保険金額のうち、会社の定める範囲内で、特約保険金の受取人が指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）とします。
3. 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により計算したこの特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料相当額を差し引くものとします。
4. 主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、この特約保険金の請求日に消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。また、特約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、この特約保険金が支払われた場合には、その特約は、この特約保険金の請求日に消滅するものとします。
5. 死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約もしくは特約は、指定保険金額分だけこの特約保険金の請求日に減額されたものとします。
6. 第4項および前項の定めるところにより、特約保険金が支払われた場合には、特約条項および主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、指定保険金額にかかる解約払戻金を支払いません。また、特約保険金の支払日以降、主約款もしくは特約条項に定める保険金の請求を受けても、指定保険金額に相当する保険金額については支払いません。
7. 会社は、主約款もしくは特約条項に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後この特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
8. 特約保険金を支払う前に、主約款もしくは特約条項に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約保険金は支払いません。
9. 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1項の規定にかかわらず、保険契約者を特約保険金の受取人とします。
10. 前項に該当する場合を除き、特約保険金の受取人を被保険者以外のものに変更することはできません。

(特約保険金を支払わない場合)

- 第2条 被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により、前条第1項の規定に該当したときは、会社は、特約保険金を支払いません。

(特約保険金の削減支払)

- 第3条 第1条（特約保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によって第1条第1項の規定に該当した場合で、その原因によって第1条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加が、この特約が付加された主契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、特約保険金を削減して支払うことがあります。

(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)

- 第4条 特約保険金の受取人は、特約保険金を請求（第1条（特約保険金の支払）第2項の保険金額の指定を含みます。）する場合には、必要書類（別表1）を提出してください。
2. 特約保険金は、前項の必要な書類が会社に到達した日からその日を含めて5営業日以内に、会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所で支払います。
3. 特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、第1項の必要書類が会社に到達した日から45日を経過する日とします。

- (1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第1条（保険金の支払）第1項に該当する事実の有無
 - (2) 保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実
4. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
- (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 90日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査 180日
5. 前項の規定については平成26年7月1日以降の契約日の保険契約に適用します。
6. 第3項または第4項に掲げる必要な事項の確認を行う場合、会社は、特約保険金を請求した者に通知します。
7. 第3項または第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。

（特約の締結および責任開始期）

- 第5条 保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。
2. この特約の責任開始期は、主契約締結の際に主契約に付加する場合は、主契約の責任開始期と同一とし、主契約の契約日後に主契約に付加する場合は、会社がこの特約の付加を承諾した日とします。
3. 第1項の規定により、主契約の契約日後にこの特約を付加したときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

（特約の保険料の払込）

第6条 この特約は保険料の払込みを要しません。

（特約の失効）

第7条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

- 第8条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の解約）

第9条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に表示または変更内容を書面により通知します。

(特約の払戻金)

第10条 この特約の解約払戻金その他の払戻金はありません。

(特約の消滅)

第11条 つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)に規定する特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき

(告知義務および告知義務違反)

第12条 この特約の締結または復活に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

(重大事由による解除)

第13条 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

(契約者配当)

第14条 この特約に対する契約者配当はありません。

(管轄裁判所)

第15条 この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主契約が定期保険契約の場合の特則)

第16条 この特約が定期保険に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 特約保険金の請求日(第4条(特約保険金の請求、支払時期および支払場所)第1項に定める必要書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了(主約款の規定により、主契約が更新される場合を除きます。)前1年以内である場合、会社は、特約保険金を支払いません。
- (2) 主契約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (3) 定期保険特約もしくは養老保険特約がともに付加されている場合には、つぎに定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了(特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。)前1年以内である場合、その特約については、本号の規定を適用しません。
 - ア. 第1条(特約保険金の支払)第2項に規定する死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額、定期保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
 - イ. 第1条(特約保険金の支払)第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の主契約、定期保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、主契約、定期保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (4) 第1条(特約保険金の支払)第4項の規定により、主契約とともに付加されている手術給付金付入院保障特約、女性疾病特約、成人病特約、ガン手術入院特約、災害・伝染病手術入院特約、心臓病特約、診断給付金付ガン手術入院特約、女性疾病・成人病特約、手術給付金付入院保障特約(2001)もしくは成人病特約(2002)が消滅した場合、その消滅時に被保険者が継続入院中のときは、各特約条項に定める給付金の支払に関する特則の規定を準用します。

(主契約がガン保険契約もしくはガン保険(2001)契約の場合の特則)

第17条 この特約が、定期保険特約もしくは養老保険特約とともに、ガン保険もしくはガン保険(2001)に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了(特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。)前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。

- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、主契約の締結の際に定期保険特約もしくは養老保険特約とあわせてこの特約を主契約に付加する場合は、定期保険特約もしくは養老保険特約の責任開始期をこの特約の責任開始期とします。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (5) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約と養老保険特約の両方が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が心臓病保険契約の場合の特則）

第18条 この特約が、定期保険特約、終身保険特約もしくは養老保険特約とともに、心臓病保険に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約、終身保険特約、養老保険特約のすべてが消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が終身ガン保険契約の場合の特則）

第19条 この特約が、終身保険特約とともに、終身ガン保険に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、終身保険特約の特約死亡保険金額とします。
- (2) 第5条第2項の規定にかかわらず、主契約の締結の際に終身保険特約とあわせてこの特約を主契約に付加する場合は、終身保険特約の責任開始期をこの特約の責任開始期とします。
- (3) この特約と同時に主契約に付加されている終身保険特約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が医療保険契約もしくは医療保険（2002）契約の場合の特則）

第20条 この特約が、定期保険特約、終身保険特約もしくは養老保険特約とともに、医療保険もしくは医療保険（2002）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、終身保険特約および養老保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約、終身保険特約、養老保険特約のすべてが消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が終身医療保険（2006）契約の場合の特則）

第21条 この特約が、終身保険特約とともに、終身医療保険（2006）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、終身保険特約の特約死亡保険金額とします。
- (2) この特約と同時に主契約に付加されている終身保険特約が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約がガン保険（2007）契約の場合の特則）

第22条 この特約が、定期保険特約、養老保険特約もしくは終身保険特約とともに、ガン保険（2007）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。ただし、付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が、特約保険金の請求日において、保険期間の満了（特約条項の規定により、特約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合、その特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する死亡保険金額は、定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約の特約死亡保険金額を合算した金額とします。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）第2項に規定する指定保険金額は、特約保険金の請求日の定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約のそれぞれの死亡保険金額の割合に応じて、定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
- (3) 第5条第2項の規定にかかわらず、主契約の締結の際に定期保険特約、養老保険特約もしくは終身保険特約とあわせてこの特約を主契約に付加する場合は、定期保険特約、養老保険特約もしくは終身保険特約の責任開始期をこの特約の責任開始期とします。
- (4) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約もしくは養老保険特約が更新されたとき、保険契約者が特に反対の旨を通知しない限り、この特約も同時に更新されたものとして取り扱います。
- (5) この特約と同時に主契約に付加されている定期保険特約、養老保険特約および終身保険特約の全部が消滅した場合には、この特約は消滅します。

（主契約が無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）契約の場合の特則）

第23条 この特約が無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）に付加されている場合には、つぎの各号に定めるところによります。

- (1) 特約保険金の請求日（第4条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）第1項に定める必要書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合、会社は、特約保険金を支払いません。
- (2) 第1条（特約保険金の支払）中「死亡保険金額」とあるのは「特約保険金の請求日における主契約の年金の未支払分の現価相当額」と読み替えます。また、主契約に付加された特約は指定保険金額の対象外とします。
- (3) 第1条第6項ないし第8項中「主約款もしくは特約条項に定める保険金」とあるのは「主約款に定める年金」と読み替えます。
- (4) 第1条第9項中「死亡保険金」とあるのは「収入保障年金」と読み替えます。
- (5) 特約保険金の請求日における主契約の年金の未支払分の現価相当額の一部が指定され、特約保険金が支払われた場合、第1条第5項の規定は、指定された年金の未支払分の現価相当額部分の割合に応じて無解約払戻金型収入保障保険（非喫煙優良体型）または無解約払戻金型収入保障保険（標準体型）の年金額が減額されたものとします。
- (6) 特約保険金を支払った後に年金の支払事由が生じた場合で、減額後の年金額が会社の定める金額に満たないときは、会社は、減額後の年金の未支払分の現価相当額を一時に支払い、年金は支払いません。

（保険金削減支払法による特別条件が適用されている場合の特則）

第24条 主約款もしくは特約条項に定める特別条件をつける場合の特則に規定する保険金削減支払法による条件が適用されているときは、第1条（特約保険金の支払）第3項はつぎのとおり読み替えます。「3. 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により計算した特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息を差し引いた金額に、特約保険金の請求日における保険金の削減割合を乗じた金額から、さらに会社の定めるところにより計算した特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額を差し引くものとします。」

（更新契約でかつ指定代理請求特約が付加されていない場合の特則）

第25条 保険契約が更新された場合で、指定代理請求特約が付加されておらずかつ更新前のこの特約条項の規定にもとづき指定代理請求人が指定されていた場合には、次項のとおり取り扱います。

2. 特約保険金の受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、あらかじめ指定したつぎの1人の者

（以下、「指定代理請求人」といいます。）が、必要書類（別表１）および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約保険金の受取人の代理人として特約保険金を請求することができます。

（１）請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

（２）請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

３．前項の規定により、会社が特約保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

（主契約に質権が設定される場合の特則）

第26条 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できません。

２．この特約の締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅します。

（主約款の規定の準用）

第27条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

指定代理請求特約 目次

(この特約の主な内容)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる保険金等
- 第3条 指定代理請求人の指定および変更
- 第4条 指定代理請求人による保険金等の請求
- 第5条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第6条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用
- 第7条 特約の保険料の払込
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の払戻金
- 第12条 特約の消滅
- 第13条 特約の更新
- 第14条 主契約の被保険者についての特則
- 第15条 主契約の準用

指定代理請求特約

(平成20年 6 月20日実施)

(この特約の主な内容)

この特約は、会社の定める保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない会社所定の事情があるときに、保険金等の受取人に代わって保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が請求を行なうことを可能とするための特約です。

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

(特約の対象となる保険金等)

第2条 この特約の対象となる保険金等（以下、「保険金等」といいます。）は、主契約および主契約に付加されている特約の給付のうち、つぎに定めるものとします。

- (1) 被保険者が受け取ることとなる給付（被保険者と保険契約者が同一である場合に保険契約者が受け取ることとなる給付および被保険者が受取人に指定されている給付を含みます。）
- (2) 被保険者と保険契約者が同一である場合の保険料払込免除

(指定代理請求人の指定および変更)

第3条 この特約を付加する場合、保険契約者は、被保険者の同意を得てあらかじめつぎの各号の範囲内で1人の者を指定して下さい。（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）ただし、保険金等の受取人が法人である場合を除きます。

- (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族
 - (3) 被保険者の兄弟姉妹
 - (4) 前2号のほか、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
2. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、以下の書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
- (1) 会社所定の請求書
 - (2) 保険契約者の印鑑証明書
 - (3) 保険証券
3. 会社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めまたは第2項の書類以外の提出を求めることがあります。
4. 前項の変更は、保険証券に裏書を受け、または会社からの通知を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

(指定代理請求人による保険金等の請求)

第4条 第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等の受取人（保険料の払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情があるときは、前条で指定した指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。

- (1) 保険金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他これに準じる状態であると会社が認めた場合
2. 前項により、指定代理請求人が保険金等を請求するときは、保険金等の請求書類に加えて、つぎの書類を提出してください。
- (1) 前項の事情の存在を証明する書類
 - (2) 主約款および各特約約款に定める保険金等の請求書類
 - (3) 主たる被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本
 - (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書
 - (5) 主たる被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し
3. 会社は、第2項の提出書類の一部の省略を認めまたは第2項の書類以外の提出を求めることがあります。

4. 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前条第1項各号に定める範囲内であることを要します。
5. 第1項の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
6. 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。以下同じ。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱を受けることができません。
7. 会社が必要と認めたときは、事実の確認を行いまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。
8. 事実の確認に際し、指定代理請求人が、会社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、会社は、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払わずまたは保険料の払込を免除しません。また、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めたときも同様とします。

（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

第5条 この特約を付加している場合には、保険契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の告知義務違反による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金、給付金もしくは年金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

第6条 この特約を付加している場合、主契約または付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者がその代理人として保険金等の請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項の定めるところにより取り扱います。

（特約の保険料の払込）

第7条 この特約は保険料の払込を要しません。

（特約の失効）

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

（特約の復活）

第9条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

2. 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

（特約の解約）

第10条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2. 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険証券に裏書します。

（特約の払戻金）

第11条 この特約の解約払戻金その他の払戻金はありません。

（特約の消滅）

第12条 主契約が消滅したときは、この特約も消滅します。

（特約の更新）

第13条 この特約が付加されている主契約が更新される場合、保険契約者がその満了の日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主契約と同時に更新されます。

2. 更新後のこの特約には更新日のこの特約の特約条項を適用します。
3. 第1項の規定にかかわらず、更新日に、会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、この特約は更新されません。ただし、会社が保障内容を同様とする他の特約を取り扱っている場合には、保険契約者から特段の申出がない限り、第1項から前項の規定による特約の更新の取扱に準じて、保障内容を同様とする他の特約に更新するこ

とがあります。

（主契約の被保険者についての特則）

第14条 この特約をつぎの各号の主契約に付加した場合には、本特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

- (1) ガン保険
- (2) ガン保険（2001）
- (3) 終身ガン保険
- (4) 医療保険
- (5) 医療保険（2002）
- (6) 終身医療保険（2006）
- (7) ガン保険（2007）

2. この特約をつぎの各号の主契約に付加した場合には、本特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのを「主契約の第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 学資保障用連生定期保険
- (2) 収入保障保険
- (3) 学資保障用定期保険

（主契約の準用）

第15条 この特約に特段の定めのないときは、主契約の規定を準用します。

口座振替特約

(平成8年10月1日実施／平成19年5月24日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。

- (1) 保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること
- (2) 保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、当該委託機関の口座）へ保険料の口座振替を委任すること

(保険料の払込)

第2条 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。以下、「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって、会社に払い込まれるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は、翌営業日を振替日とします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとします。ただし、保険契約者が同一であり、かつ、払込方法（回数）が月払の保険契約については、保険契約者から反対の申出がない限り、会社は保険料を合算して口座振替を行います。

4. 保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。

5. 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

6. 会社は、保険契約者に対し、口座振替による保険料の払込状況について定期的に通知します。

(責任開始期および契約日の特則)

第3条 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、第1回保険料の振替日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、第1回保険料の振替日の属する月の翌月1日とします。

2. 前項の場合、会社は、第1回保険料の振替日をあらかじめ保険契約者に知らせるものとします。

3. 保険契約締結の際に、この特約が適用され、第2回以後の保険料から口座振替を行う場合、月払保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める会社の責任開始の日の属する月の翌月1日とします。

4. 第1項および第3項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、第1項および第3項に規定する契約日を基準として計算します。

5. 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料率)

第4条 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

(保険料口座振替不能の場合の取扱)

第5条 振替日に第1回保険料の口座振替が不能となった場合には、保険契約者は、第1回保険料を会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第3条第1項の規定は適用しません。

2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替が不能となった場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合せて2か月分の保険料の口座振替を行います。

(2) 年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の振替当日に再度口座振替を行います。

3. 前項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は主約款に定める猶予期間内に払込期月を過ぎ

た保険料を会社の日本における主たる店舗または会社の指定した場所に払い込んでください。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関等を他の提携金融機関等に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該金融機関等に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社または提携金融機関等の止むを得ない事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(特約の消滅)

第7条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(ガン保険契約に付加する場合の特則)

第8条 この特約をガン保険に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金の支払および保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約もしくはガン保険（2007）契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約をガン保険（2001）、終身ガン保険もしくはガン保険（2007）に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第6条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第5条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン診断保険契約に付加する場合の特則)

第10条 この特約をガン診断保険に付加する場合には、第3条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第3項および第5項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡給付金に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第4条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第3条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(主約款の規定の準用)

第11条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

クレジットカード支払特約

(平成11年12月22日実施/平成19年5月24日改正)

(特約の適用)

第1条 この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から主たる保険契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定める保険料の払込方法（経路）のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約を適用するには、保険契約者が、クレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）の会員規約等（以下、「会員規約等」といいます。）に基づく会員または会員規約等により会社が指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）の使用が認められている者と同一であることを要します。

(責任開始期および契約日の特則)

第2条 この特約が適用され、第1回保険料（第1回保険料相当額の場合を含みます。以下同じ。）からクレジットカード支払を行う場合には、主約款の規定にかかわらず、会社がカード会社へ当該カードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込を承諾（この確認および承諾を以下「クレジットカード有効性の確認等」といいます。）した日を会社の責任開始の日とし、この日を契約日とします。ただし、月払保険契約の場合の契約日は、クレジットカード有効性の確認等を行った日の属する月の翌月1日とします。

2. 前項の場合、会社は、保険契約の申込を承諾した後ただちに責任開始の日を保険契約者に知らせるものとします。

3. 第1項の場合、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、前項に規定する契約日を基準として計算します。

4. 会社の責任開始の日から契約日までの間に、主約款および特約条項の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じたときは、前項の規定にかかわらず、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、会社の責任開始の日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と清算します。

(保険料の払込)

第3条 保険料は、会社の定めた日（ただし、第2回以後の保険料は、主約款の規定にかかわらず払込期月中の会社の定めた日。）にクレジットカード有効性の確認等を行い、クレジットカードによって会社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、クレジットカード有効性の確認等を行った日に保険料の払込があったものとします。

3. 同一のクレジットカードから2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、会社に対してその振替順序を指定できないものとします。

4. 会社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

5. 会社は、保険契約者に対し、クレジットカードによる保険料の払込状況について定期的に通知します。

(クレジットカードの有効性の確認等ができない場合またはカード会社から保険料相当額を領収できない場合の取扱)

第4条 クレジットカード有効性の確認等ができなかった場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。

2. カード会社から保険料相当額を領収できない場合には、つぎのとおり取り扱います。

(1) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合には、次の払込期月の保険料からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。

(2) クレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、その払込期月の保険料（第1回保険料を含みます。）からクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、会社の定めるほかの保険料の払込方法（経路）に変更してください。この場合、この変更が行われる前のその払込期月の保険料については第3条第2項は適用しません。

3. 第1項および第2項によりクレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、保険料の払込方法（経路）を変更するまでの保険料は、主約款に定める猶予期間満了日（第1回保険料の場合は会社の定めた日）までに、払込期月を過ぎた保険料を、会社の定める方法により、会社の本店に払い込んでください。

(保険料率)

第5条 この特約を適用する月払保険契約の保険料率は、クレジットカード保険料率とします。

(諸変更)

第6条 保険契約者は、クレジットカードを変更することができます。この場合、あらかじめ会社およびカード会社に申し出てください。

2. 保険契約者がクレジットカード支払の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社およびカード会社に申し出て、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

3. カード会社がクレジットカード支払の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

4. 会社またはカード会社の止むを得ない事情により、会社は、クレジットカード有効性の確認等を行う日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

(保険料の払戻の特例)

第7条 主約款または主契約に付加された特約の規定により、会社が保険料を払い戻す場合は、会社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認した後に保険料を払い戻します。ただし、第4条の第3項により保険契約者が保険料を直接会社に払い込んだ場合、およびクレジットカード有効性の確認等が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合はこの限りではありません。

(特約の消滅)

第8条 つぎの事由に該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 保険契約が消滅したとき
- (2) 保険料の前納が行われたとき
- (3) 保険料の払込を要しなくなったとき
- (4) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
- (5) 第1条第2項に該当しなくなったとき

(ガン保険契約に付加する場合の特則)

第9条 この特約をガン保険に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡保険金の支払および保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第7条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第6条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン保険（2001）契約、終身ガン保険契約もしくはガン保険（2007）契約に付加する場合の特則)

第10条 この特約をガン保険（2001）、終身ガン保険もしくはガン保険（2007）に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「保険料の払込の免除に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第6条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第5条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(ガン診断保険契約に付加する場合の特則)

第11条 この特約をガン診断保険に付加する場合には、第2条（責任開始期および契約日の特則）第1項、第2項および第4項の規定中、「会社の責任開始の日」とあるのを「死亡給付金に関する責任開始の日」と読み替えます。

2. 主約款第4条（責任開始期）に定める責任開始期の計算にあたっては、主約款第3条（契約日）第1項に定める時を基準に計算するものとします。

(主約款の規定の準用)

第12条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(別表1) 請求書類

(I) 保険金、給付金、保険料の払込の免除の請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 就業不能年金 (初回) ストレス性疾病年金 (初回)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (災害入院給付金を請求する場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (ガン通院給付金を請求する場合は、会社所定の様式による通院した病院または診療所の通院証明書) (5) その被保険者の住民票 (その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本) (6) その給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券
2. 収入保障年金 (初回)	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (災害死亡保険金もしくは不慮の事故により災害・心臓病死亡保険金を請求する場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の死亡証明書 (ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (4) その被保険者の住民票 (その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本) (5) その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
3. 高度障害年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (災害高度障害保険金しくは不慮の事故により災害・心臓病高度障害保険金を請求する場合に限ります。) (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) その被保険者の住民票 (その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本) (5) その保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券
4. 収入保障年金 (2回目以降)	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (3) 年金証書
5. 高度障害年金 (2回目以降) 就業不能年金 (2回目以降) ストレス性疾病年金 (2回目以降)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の戸籍抄本と印鑑証明書 (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金証書
6. リビング・ニーズ保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) その被保険者の住民票 (その被保険者が主契約の被保険者の配偶者である場合には、その被保険者の戸籍抄本) (4) 特約保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券

項 目	必 要 書 類
7. 指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) その被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) その被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (5) 給付金等の受取人が給付金を請求できない特別の事情の存在を証明する書類 (6) ご請求される給付金等の請求のための必要書類
8. 保険料の払込の免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故による場合に限ります。） (3) 会社所定の様式による医師の診断書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券

（注１）「被保険者の住民票」は、被保険者と保険金等の受取人が同一人である場合には、提出は不要とします。

（注２）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また会社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、1. 3. 6. 7. 8. の請求については、会社の指定した医師に診断を行わせることがあります。

（Ⅱ）その他の請求書類

項 目	必 要 書 類
1. 保険契約の復活	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者についての会社所定の告知書 (3) 保険証券
2. 保険料払込方法（回数）の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
3. 保険金額、給付金額等の減額	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
4. 保険金、年金、給付金の受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
6. 解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
7. 指定代理請求人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
8. 遺言による保険金受取人の変更	(1) 法律上有効な遺言の写し (2) 会社所定の請求書 (3) 保険契約者の法定相続人の戸籍抄本と印鑑証明書 (4) 保険証券

（注１）会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

（注２）被保険者の告知書を要する場合には、会社は、会社の指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。

(別表2) 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ平成21年3月23日総務省告示第176号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます。（ただし、表2中の「除外するもの」欄にあるものは除きます。）

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者（保険契約者が保険給付の対象となっている場合は保険契約者。以下表1において同じとします。）にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意に基づくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（身体の内部的原因によるものは該当しません。）

表2 分類項目

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・ 渴
・ 転倒・ 転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（備考1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の胃内容物の誤嚥＜吸引＞（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥＜吸引＞（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥＜吸引＞（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火炎への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（備考2、3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの

	・無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・無重力環境への長期滞在（X52）
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）		
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）		・合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）		・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（備考3）	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（備考）

1. 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
2. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
3. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

（別表3） 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

（別表4） 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの

- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考〔別表3、別表4〕

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、 $1/4 (a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (2) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

（別表8）入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、別表9に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(別表9) 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

(別表47) 対象となるストレス性疾病

対象となるストレス性疾病とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目・分類コード
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20-F29
気分[感情]障害	F30-F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40-F48
摂食障害	F50
非器質性睡眠障害	F51
胃潰瘍	K25
十二指腸潰瘍	K26
潰瘍性大腸炎	K51
過敏性腸症候群	K58
更年期障害	1. 男性生殖器のその他の障害（N50）中、男性生殖器のその他の明示された障害（N50.8）のうち更年期障害 2. 閉経期およびその他の閉経周辺期障害（N95）中、閉経期および女性更年期状態（N95.1）のうち更年期障害

(別表49) 対象となる急性心筋梗塞

対象となる急性心筋梗塞とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる急性心筋梗塞の定義

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇

表2 対象となる急性心筋梗塞の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20～I25）のうち急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22

(別表50) 対象となる脳卒中

対象となる脳卒中とは、表1によって定義付けられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1 対象となる脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
脳卒中	脳血管疾患（I60～I69）のうち、 くも膜下出血 脳内出血 脳梗塞	I60 I61 I63

(別表52) 対象となる肝硬変

対象となる肝硬変とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
肝硬変	アルコール性肝硬変（K70）のうち、 アルコール性肝硬変 肝繊維症および肝硬変（K70）のうち、 原発性胆汁性肝硬変 続発性胆汁性肝硬変 胆汁性肝硬変、詳細不明 その他および詳細不明の肝硬変	K70.3 K74.3 K74.4 K74.5 K74.6

(別表53) 対象となる慢性腎不全

対象となる慢性腎不全とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

疾病名	分類項目	基本分類コード
慢性腎不全	腎不全（N17～N19）のうち、 慢性腎不全	N18

(別表54) 年金または特約年金の未支払分の現価相当額の計算方法

年金または特約年金の未支払分の現価相当額（1円未満の端数については切り上げ）

$$= \text{年金月額または特約年金月額} \times \text{係数}$$

(1) 年金の現価相当額の場合

年金支払期間（ただし、年金支払起算日から保険期間満了日までの期間が年金支払保証期間に満たない場合には、年金支払起算日から年金支払保証期間の終了する日まで）の残存期間を年数と月数（0か月から11か月まで）に分け、その年数と月数に応じた係数とします。

(2) 特約年金の未支払分の現価相当額の場合

支払事由に該当した日以前の最後の月単位の契約応当日から生存支払保証期間の終了する日までの残存期間を年数と月数（0か月から11か月まで）に分け、その年数と月数に応じた係数とします。

年金または特約年金の未支払分の現価相当額計算用の係数

月 年	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
0		1.0000	2.0090	3.0169	4.0237	5.0296	6.0343	7.0381	8.0408	9.0425	10.0431	11.0427
1	12.0413	13.0388	14.0353	15.0308	16.0252	17.0186	18.0110	19.0023	19.9927	20.9820	21.9703	22.9575
2	23.9438	24.9290	25.9132	26.8963	27.8785	28.8596	29.8398	30.8189	31.7970	32.7741	33.7502	34.7252
3	35.6993	36.6723	37.6444	38.6154	39.5855	40.5545	41.5225	42.4896	43.4556	44.4206	45.3846	46.3477
4	47.3097	48.2707	49.2308	50.1898	51.1479	52.1050	53.0610	54.0161	54.9702	55.9233	56.8755	57.8266
5	58.7768	59.7259	60.6741	61.6214	62.5676	63.5128	64.4571	65.4004	66.3427	67.2841	68.2245	69.1638
6	70.1023	71.0397	71.9762	72.9117	73.8463	74.7799	75.7125	76.6441	77.5748	78.5046	79.4333	80.3611
7	81.2880	82.2138	83.1388	84.0627	84.9857	85.9078	86.8289	87.7491	88.6683	89.5865	90.5038	91.4201
8	92.3355	93.2500	94.1635	95.0761	95.9877	96.8984	97.8081	98.7169	99.6247	100.5316	101.4376	102.3426
9	103.2467	104.1499	105.0521	105.9534	106.8538	107.7532	108.6517	109.5493	110.4459	111.3417	112.2364	113.1303
10	114.0232	114.9152	115.8063	116.6965	117.5858	118.4741	119.3615	120.2480	121.1335	122.0182	122.9019	123.7848
11	124.6667	125.5477	126.4278	127.3070	128.1852	129.0626	129.9390	130.8146	131.6892	132.5629	133.4358	134.3077
12	135.1787	136.0489	136.9181	137.7864	138.6538	139.5204	140.3860	141.2507	142.1146	142.9775	143.8396	144.7007
13	145.5610	146.4204	147.2789	148.1365	148.9932	149.8490	150.7040	151.5580	152.4112	153.2635	154.1149	154.9654
14	155.8151	156.6639	157.5118	158.3588	159.2049	160.0502	160.8946	161.7381	162.5807	163.4225	164.2634	165.1034
15	165.9426	166.7809	167.6183	168.4549	169.2906	170.1254	170.9594	171.7925	172.6247	173.4561	174.2866	175.1163
16	175.9451	176.7730	177.6001	178.4263	179.2517	180.0762	180.8999	181.7227	182.5447	183.3658	184.1861	185.0055
17	185.8240	186.6418	187.4586	188.2747	189.0899	189.9042	190.7177	191.5304	192.3422	193.1532	193.9633	194.7726
18	195.5811	196.3887	197.1955	198.0014	198.8066	199.6108	200.4143	201.2169	202.0187	202.8197	203.6198	204.4191
19	205.2176	206.0153	206.8121	207.6081	208.4033	209.1977	209.9912	210.7839	211.5758	212.3669	213.1571	213.9466
20	214.7352	215.5230	216.3100	217.0962	217.8816	218.6661	219.4499	220.2328	221.0149	221.7962	222.5767	223.3564
21	224.1353	224.9134	225.6907	226.4671	227.2428	228.0177	228.7917	229.5650	230.3375	231.1091	231.8800	232.6501
22	233.4193	234.1878	234.9555	235.7224	236.4885	237.2538	238.0183	238.7820	239.5449	240.3071	241.0684	241.8290
23	242.5888	243.3478	244.1060	244.8634	245.6200	246.3759	247.1309	247.8852	248.6387	249.3915	250.1434	250.8946
24	251.6450	252.3946	253.1434	253.8915	254.6388	255.3853	256.1311	256.8761	257.6203	258.3637	259.1064	259.8483
25	260.5894	261.3298	262.0694	262.8082	263.5463	264.2836	265.0201	265.7559	266.4909	267.2252	267.9587	268.6914
26	269.4234	270.1546	270.8851	271.6148	272.3438	273.0720	273.7994	274.5261	275.2520	275.9772	276.7017	277.4254
27	278.1483	278.8705	279.5920	280.3127	281.0326	281.7518	282.4703	283.1880	283.9050	284.6213	285.3368	286.0515
28	286.7655	287.4788	288.1914	288.9032	289.6142	290.3246	291.0342	291.7430	292.4512	293.1586	293.8652	294.5712
29	295.2764	295.9808	296.6846	297.3876	298.0899	298.7915	299.4923	300.1924	300.8918	301.5905	302.2884	302.9856
30	303.6821	304.3779	305.0729	305.7673	306.4609	307.1538	307.8460	308.5375	309.2282	309.9183	310.6076	311.2962
31	311.9841	312.6713	313.3578	314.0435	314.7286	315.4129	316.0966	316.7795	317.4617	318.1432	318.8241	319.5042
32	320.1836	320.8623	321.5403	322.2176	322.8942	323.5701	324.2453	324.9198	325.5936	326.2667	326.9391	327.6108
33	328.2818	328.9522	329.6218	330.2907	330.9590	331.6265	332.2934	332.9596	333.6251	334.2899	334.9540	335.6174
34	336.2801	336.9422	337.6035	338.2642	338.9242	339.5835	340.2422	340.9001	341.5574	342.2140	342.8699	343.5251
35	344.1797	344.8335	345.4867	346.1393	346.7911	347.4423	348.0928	348.7426	349.3918	350.0402	350.6881	351.3352
36	351.9817	352.6275	353.2726	353.9171	354.5609	355.2040	355.8465	356.4883	357.1294	357.7699	358.4097	359.0489
37	359.6874	360.3252	360.9624	361.5989	362.2347	362.8699	363.5045	364.1383	364.7716	365.4041	366.0360	366.6673
38	367.2979	367.9279	368.5572	369.1858	369.8138	370.4412	371.0679	371.6939	372.3193	372.9441	373.5682	374.1917
39	374.8145	375.4367	376.0582	376.6791	377.2994	377.9190	378.5379	379.1563	379.7740	380.3910	381.0074	381.6232
40	382.2383	382.8528	383.4667	384.0799	384.6925	385.3045	385.9158	386.5265	387.1365	387.7460	388.3548	388.9629
41	389.5705	390.1774	390.7837	391.3893	391.9943	392.5988	393.2025	393.8057	394.4082	395.0101	395.6114	396.2121
42	396.8121	397.4115	398.0103	398.6085	399.2061	399.8030	400.3993	400.9950	401.5901	402.1846	402.7785	403.3717
43	403.9643	404.5563	405.1478	405.7385	406.3287	406.9183	407.5073	408.0956	408.6834	409.2705	409.8570	410.4429
44	411.0283	411.6130	412.1971	412.7806	413.3635	413.9458	414.5274	415.1085	415.6890	416.2689	416.8482	417.4269
45	418.0050	418.5825	419.1594	419.7357	420.3114	420.8865	421.4610	422.0349	422.6082	423.1809	423.7531	424.3246
46	424.8956	425.4659	426.0357	426.6049	427.1735	427.7415	428.3089	428.8757	429.4420	430.0076	430.5727	431.1372
47	431.7011	432.2644	432.8271	433.3893	433.9509	434.5119	435.0723	435.6321	436.1914	436.7500	437.3081	437.8656
48	438.4226	438.9789	439.5347	440.0899	440.6446	441.1987	441.7521	442.3051	442.8574	443.4092	443.9604	444.5110
49	445.0611	445.6106	446.1595	446.7079	447.2557	447.8029	448.3496	448.8957	449.4412	449.9861	450.5305	451.0744
50	451.6177	452.1604	452.7025	453.2441	453.7851	454.3256	454.8655	455.4049	455.9437	456.4819	457.0196	457.5567
51	458.0933	458.6293	459.1647	459.6996	460.2340	460.7678	461.3010	461.8337	462.3659	462.8975	463.4285	463.9590
52	464.4889	465.0183	465.5472	466.0755	466.6032	467.1304	467.6571	468.1832	468.7088	469.2338	469.7583	470.2823
53	470.8057	471.3285	471.8508	472.3726	472.8938	473.4145	473.9347	474.4543	474.9734	475.4920	476.0100	476.5274
54	477.0444	477.5608	478.0767	478.5920	479.1068	479.6211	480.1348	480.6480	481.1607	481.6728	482.1844	482.6955
55	483.2061	483.7161	484.2256	484.7346	485.2430	485.7510	486.2584	486.7652	487.2716	487.7774	488.2827	488.7875
56	489.2917	489.7955	490.2987	490.8014	491.3035	491.8052	492.3063	492.8069	493.3070	493.8066	494.3057	494.8042
57	495.3022	495.7997	496.2967	496.7932	497.2892	497.7847	498.2796	498.7740	499.2679	499.7614	500.2543	500.7466
58	501.2385	501.7299	502.2208	502.7111	503.2010	503.6903	504.1791	504.6675	505.1553	505.6426	506.1294	506.6157
59	507.1015	507.5868	508.0716	508.5559	509.0397	509.5230	510.0058	510.4881	510.9699	511.4512	511.9321	512.4124
60	512.8922	513.3715	513.8503	514.3286	514.8064	515.2838	515.7606	516.2370	516.7128	517.1882	517.6630	518.1374
61	518.6113	519.0847	519.5576	520.0300	520.5020	520.9734	521.4443	521.9148	522.3848	522.8543	523.3233	523.7918
62	524.2598	524.7274	525.1945	525.6610	526.1271	526.5928	527.0579	527.5226	527.9867	528.4504	528.9136	529.3764
63	529.8386	530.3004	530.7617	531.2225	531.6829	532.1428	532.6022	533.0611	533.5195	533.9775	534.4350	534.8920
64	535.3486	535.8046	536.2603	536.7154	537.1701	537.6242	538.0780	538.5312	538.9840	539.4363	539.8882	540.3396
65	540.7905	541.2409	541.6909	542.1404	542.5895	543.0381	543.4862	543.9338	544.3810	544.8278	545.2740	545.7198
66	546.1652	546.6101	547.0545	547.4985	547.9420	548.3850	548.8276	549.2697	549.7114	550.1526	550.5934	551.0337
67	551.4735	551.9129	552.3519	552.7904	553.2284	553.6660	554.1031	554.5398	554.9760	555.4118	555.8471	556.2820
68	556.7164	557.1503	557.5839	558.0169	558.4496	558.8817	559.3135	559.7447	560.1756	560.6060	561.0359	561.4654
69	561.8945	562.3231	562.7513	563.1790	563.6063	564.0331	564.4595	564.8855	565.3110	565.7361	566.1607	566.5849
70	567.0086											

(別表55) 対象となる悪性新生物

対象となる悪性新生物とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分 類 項 目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00～C14
消化器の悪性新生物	C15～C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30～C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40～C41
皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物	C43～C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45～C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51～C58
男性生殖器の悪性新生物	C60～C63
腎尿路の悪性新生物	C64～C68
眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物	C69～C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73～C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76～C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81～C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
骨髄異形成症候群	D46
リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち、 慢性骨髄増殖性疾患 本態性（出血性）血小板血症	D47.1 D47.3

